研究ノート Ad liberandamまでの「十字軍運動」の展開――「贖罪」と「平和」との関係を中心に――

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 康人 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24512

ヨーロッパ文化史研究　第 22 号
（2021 年 3 月 31 日）

研究ノート

Ad liberandam までの「十字軍運動」の展開
――「贖罪」と「平和」との関係を中心に ――

櫻　井　康　人

はじめに
I.　第 1 ラテラーノ公会議とその後
II.　第 2 回十字軍
III.　アレクサンデル 3 世と十字軍
IV.　インノケンティウス 3 世と十字軍
　1.　第 4 回十字軍に向けて
　2.　第 5 回十字軍に向けて
　　（1）　対カタリ派
　　（2）　バルト十字軍の再開
　　（3）　対ムワッヒド朝
　　（4）　*Quia maior*
　　（5）　*Ad liberandam* へ
おわりに

はじめに

1977 年，ジョナサン・ライリー＝スミスが『十字軍とは何であったのか？』を公にして以降，十字軍の定義は大きく変化することとなり，その時代的な枠組みは 1095 年から 1789 年までと，そしてその地理･空間的な枠組みも，従来型の中近東に限定されたもの（聖地十字軍）から，バルト海沿岸やイベリア半島を含むヨーロッパ内部や，北アフリカ全体にまたがったもの（非聖地十字軍）にまで，大きく拡張された[(1)]。現在においてはスタンダードとされる，このような多（局）面主義的十字軍観の中にあって，もう一つ忘れてはならないのは，十字軍が一つの連続する「十字軍運動（crusading movement）」として捉えられていることである[(2)]。

---

(1)　Riley-Smith, J., *What were the Crusades?*, London, 1977, *2nd ed*., London, 1992, *3rd ed*., Basingstoke, 2002, *4th ed*., Basingstoke, 2009.

(2)　多面主義を含めた十字軍研究の諸学説についての詳細は，拙稿「宗教運動と想像界〈1〉十字軍運動」佐藤彰一・池上俊一・高山博（編）『西洋中世史研究入門　増補改訂版』名古屋大学出版会，2005 年，118～122，343～345 頁；同「十字軍研究動向―「十字軍・十字軍国家学会」刊『十字軍』の統計より―」『西洋中世研究』9 号，2017 年，149～162 頁；同「十字軍」金澤周作（監修）・藤井

古典的学説においては,「第〇回十字軍」と呼ばれるもののみが十字軍とみなされ，従って，それは断続的に展開されたものであるとされていた。それに対して，多面主義的十字軍観においては,「第〇回十字軍」という呼称は後世に大規模な十字軍に対して付けられたものにすぎず，小規模なものを含めると，十字軍は連続的に展開されたとされるのである。このように捉えることの妥当性は，様々な，数多くの史料が示すところであり，もはやそこに異論を挟む余地は少ないであろう。しかし，すでに拙稿で指摘したとおり，おしなべて従来の研究においては，十字軍運動の連続性を強調するあまり，その過程における変化に配慮されることはないのである。この問題についての考察を進める第一段階として，これまでに筆者は公会議決議録の分析を行ってきた[(3)]。これを受けて本小文では，公会議決議録に次ぐ位置にあると考えられる，公会議の場以外で発せられた十字軍勅令やそれに準ずる教皇書簡, および教皇主催の（地方）教会会議決議録の分析に踏み込むものである。ただし，約 700 年にも及ぶ十字軍運動全体を対象とするには紙幅の関係上においても難しいので，本小文では，初めて十字軍が呼びかけられた 1095 年から，その後の十字軍勅令の方向性を大きく規定することとなった第 4 ラテラーノ公会議（1215 年）までの間に，考察対象期間を限定することをまずは断っておきたい[(4)]。

加えて，本論に踏み込む前にもう少し幾つかのことも断っておきたい。一口に十字軍運動の変化といっても，そこには十字軍理念の変化と十字軍のシステムの変化，という大きな二つの側面があるであろうことは容易に想定されるが，本小文においては前者により重点を置くこととしたい。ただし，十字軍理念の変化についても様々な角度からの考察が可能であろうが，ここでは，それを相対化するための一手段として,「贖罪」という点に着目したい。大きく見て四つの学派に分かれる十字軍学界において共通するのは，十字軍の本質を贖罪として捉えていることである[(5)]。しかし，管見の所，これまでに十字軍と贖罪との関係，およびその変化に着目した研究はなされていないのである。

合わせて，もう一つのキーワードとして設定したいのが,「平和（pax)」(ここには「休

崇／青谷秀紀／古谷大輔／坂本優一郎／小野沢透（編著）『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房，2020 年，92～93 頁，などを参照されたい。

(3)　櫻井康人「「帝国」としての「キリスト教国」―普遍教会会議決議録における平和と十字軍の言説―」『東北学院大学論集　歴史と文化（旧歴史学･地理学)』46 号，2010 年，55～88 頁（以下,「「帝国」」と略記）; 同「公会議決議録から見る「十字軍」の変容」『東北学院大学論集　歴史と文化（旧歴史学・地理学)』60 号，2019 年，1～25 頁。

(4)　なお，附表として本稿で考察対象とした史料の一覧を挙げておくので，必要に応じて参考にされたい。

(5)　この点についても，注 2 に挙げたものを参照されたい。合わせて，本小文において「十字軍」と判断する基準として，史料中に「罪の赦し（remissio peccatorum)」やそれに類する表現が見られるものとしたことを，ここに断っておきたい。

戦（treuga）」など，それに類する語を含むものとする）である[6]。というのも，十字軍の出発点となるウルバヌス2世の言説を簡単にまとめると，次のようになるからである。「（神の）平和が確立したので，互いに争っていた際の行為に対する贖罪のために，十字軍に参加する」と[7]。このように，少なくともその出発時点においては，十字軍は，贖罪や平和と不可分の関係にあったのである。

前置きが長くなったが，以下，ウルバヌス2世の演説における三者の関係がその後どのように変化していったのかという点に特に留意しながら，本論に入っていくこととしよう。

I.　第1ラテラーノ公会議とその後

1123年3月18〜27日，教皇カリクストゥス2世の下で開催された第1ラテラーノ公会議の第10条においては，「エルサレムあるいはスペインへの旅」という表現が用いられる形で，十字軍が呼びかけられた。東方に関しては，1119年のいわゆる「血の平原の戦い」を受けてのことであった[8]。教皇の呼びかけに応じて，ヴェネツィア軍を中心とする十字軍が結成され，翌年にはティールの占領へと至った[9]。しかし，一方のイベリア半島においては，教皇より霊的統率者に任命されたタラゴナ大司教オレゲールを支柱とした十字軍が苦戦を強いられることとなり，1123年4月2日にカリクストゥスは，全キリスト教徒に向けた勅書 *Pastoralis officii* を発布することで，十字軍の増強を図った[10]。第1ラテラーノ公会議決議第10条と同様にそこでは，イベリア半島で戦うこととエルサレムで戦うことの贖罪の点における等価値性[11]，および，十字軍宣誓不履行者に対しては履行するまで

---

(6)　十字軍と「平和」との関係に関する研究史および問題の所在については，注3に挙げたものを参照されたい。

(7)　ウルバヌス2世の演説内容については，八塚春児「第1回十字軍の召集（1）—フーシェ・ド・シャルトル—」『桃山歴史・地理』19巻，1982年，27〜37頁；同「第1回十字軍の召集（2）—修道士ロベール—」『桃山歴史・地理』20巻，1983年，15〜23頁；同「第1回十字軍の召集（3）—ボードリ・ド・ドル—」『桃山歴史・地理』21巻，1984年，27〜39頁；同「第1回十字軍の召集（4）—ギベール・ド・ノジャン—」『桃山歴史・地理』22巻，1985年，19〜32頁；同「第1回十字軍の召集（5）—ウィリアム・オヴ・マームズベリ—」『桃山歴史・地理』23巻，1986年，21〜30頁，を参照。

(8)　櫻井「「帝国」」60〜61頁。

(9)　1123年のヴェネツィア十字軍とその後の経緯についての詳細は，Riley-Smith, “The Venetian Crusade of 1122-1124”, Airaldi, G. e Kedar, B.（a cura di）, *I comuni italiani nel regno crociato di Gerusalemme*, Genova, 1986, pp. 337-350；Phillips, J., *Defenders of the Holy Land : Relation Between the Latin East and the West, 1119-1187*, Oxford, 1996（以下，*Defenders* と略記）, pp. 14-72, などを参照。

(10)　Robert, U.（éd.）, *Bullaire du Pape Calixte II, 1119-1124*, 2, Paris, 1891, p. 266 f.（no. 454）.

(11)　《Omnibus enim in hac expeditione constanter militantibus eamdem peccatorum remissionem quam orientalis Ecclesiæ defensoribus fecimus, apostolica auctoritate et concessa nobis divinitus potestate benigne concedimus.》

破門に処すことが記されている[12]。比較的に事が順調に進む十字軍国家よりも，多くの人力をイベリア半島に誘引しようとした結果のことと考えられよう。

その後，教皇による十字軍の呼びかけは，1135 年のピサ教会会議を待たねばならない。カリクストゥス 2 世の死後，教皇座はホノリウス 2 世と（対立教皇）ゲラシウス 2 世との間で分離し，その構図はインノケンティウス 2 世と（対立教皇）アナクレトゥス 2 世とに引き継がれた。当初優位にあったのは，多くの枢機卿やローマ市民の支持を受けたアナクレトゥスであった。劣勢にあったインノケンティウスは，1133 年にドイツ国王ロタールの支持を皇帝戴冠と引き替えに取り付けるなどして対抗したが，ローマを追われてピサに至り，1135 年 5 月 30 日～6 月 6 日にその地で教会会議を開催した。決議第 7 条において，「暴君ルッジェーロ（tyranus Rogerius）」と彼に従うすべての者を破門に処した上で，「教会の解放のために（Ad liberationem ecclesie）」ルッジェーロとピエレオーニ（アナクレトゥス 2 世の本名）に陸海から攻撃し，その中で献身的に労を惜しまない者に対して，キリスト教徒を解放するためにエルサレムに向かうすべての者にウルバヌスが承認したのと同じ罪の赦しが与えられる，と定められた。ここで言う「暴君ルッジェーロ」とは，1130 年にインノケンティウスに対抗するためにアナクレトゥスがシチリア国王の称号を付与したルッジェーロ 2 世のことである[13]。

インノケンティウスの要請に応じたロタールは十字軍士としてローマに進軍したが，1137 年のその死によって進軍は終結した。しかし，ビザンツ皇帝ヨハネス 2 世やクレルヴォー修道院長ベルナールなどの支持を得たインノケンティウスは優勢に転じてローマを奪還し，最終的には 1138 年 1 月のアナクレトゥスの死後にルッジェーロと和解した。分離派は（対立）教皇としてウィクトール 4 世を擁立するも，彼は 3 月に廃位された[14]。このような状況の中，1139 年 4 月 2～17 日に開催されたのが，第 2 ラテラーノ公会議であった。第 18 条が十字軍に関連する事項となるが，そこでは，放火の罪を犯した者に対して，

---

(12)　《Illis autem qui signum crucis suis vestibus hac de causa imposuerunt, si ab hoc Paschate usque ad aliud votum suum persolvere non satagerint, a gremio deinceps sanctæ Ecclesiæ, donec satisfaciant, summovemus.》

(13)　これらの状況についての詳細は，近年に綿密な史料分析からピサ教会会議の再構成を行った D・ギルゲンゾーンの成果に依拠するものである。Girgensoŝ, D., “Das Pisaner Konzil von 1135 in der Überlieferung des Pisaner Konzil von 1409”, Max-Planck-Institut für Geschichte（Hrsg.）, *Festschrift für Hermann Heimpel : zum 70. Geburstag am 19. September 1971*, 2, Göttingen, 1972, S. 1063-1100.《Generalis quoque excommunicationis sententia data est in universos, qui terra vel mari merces in Siciliam vel in Apuliam deinceps tulerint, ut ubi eas vendant, et qui illuc transierint, ut Rogerio tiranno ab ecclesia separato vel suis serviant, donec ipse ad fidelium redierit unitatem.　Eis autem, qui adversus eum vel Petrum Leonis ad liberationem ecclesie terra vel mari perrexerint et in eodem servitio fideliter laboraverint, eadem remissio facta est, quam papa Urbanus omnibus proficiscentibus Ierosolimam pro christianorum liberatione in concilio Claremontano constituit.》

(14)　Housley, N., “Crusades against Christians : their origins and early development, c. 1000-1216”, Edbury, P.（ed.）, *Crusade and Settlement*, Cardiff, 1985（以下，“Crusades” と略記）, p. 23.

エルサレムかイベリア半島における 1 年間の奉仕義務が贖罪の場として提供されている[15]。この段階でも十字軍はあくまでも贖罪のために提供された舞台であった。そして，このような経緯で十字軍士となる者たちに対しては，インノケンティウスもあまり大きな期待を抱いていなかったようである。というのも，公会議開催直前の 3 月 29 日，テンプル騎士修道会に宛てた勅書 *Omne datum optimum* では,「友のために自分の命を捨てること，これ以上に大きな愛はない」という聖書の一節を引用しつつ[16]，異教徒からの脅威に晒されているキリスト教会とキリスト教徒のために戦うことそのものに対して贖罪価値を認めることで，同修道会士たちを強く鼓舞しているからである[17]。

II.　第 2 回十字軍

1144 年 12 月，十字軍国家の一つであるエデッサ伯国がイマードゥッディーン･ザンギーによって制圧された。当時のエルサレム国王ボードゥアン 3 世の摂政を務めていた母親のメリザンドがその報をフランス国王ルイ 7 世にもたらしたことで，いわゆる第 2 回十字軍が呼びかけられることとなった[18]。

ルイは教皇エウゲニウス 3 世に十字軍勅令の発布を要請した上で，1145 年のクリスマスにブールジュにて東方遠征を呼びかける集会を催すことを決定した。エウゲニウスは，12 月 1 日に十字軍勅令 *Quantum praedecessores* を整えてルイ 7 世に応じた。しかし反応は薄く，ブールジュ会議も不発に終わった。当時のフランス王権がいまだ力強くなかったこと，および自治を求めるローマ市民の反乱によってエウゲニウスがローマを追われる状態にあったことなどがその背景にあった。窮状を打開すべく教皇が頼ったのは，自身の師でもあるクレルヴォー修道院長ベルナールであった。まず彼が行ったのは *Quantum praedecessores* の加筆修正であった。そして 1146 年 3 月 1 日，教皇はベルナールの改訂した

---

(15)　櫻井「「帝国」」61～63 頁。

(16)　「ヨハネによる福音書」第 15 章 13 節。訳は，『聖書　新共同訳』日本聖書協会，2004 年より引用した。

(17)　Hiestand, R.（Hrsg.）, *Papsturkunden für Templer und Johanniter*, Göttingen, 1972, S. 204–210.（no. 3）.《Licet autem uestrum stadium et laudanda deuotio in tam sacro opere toto corde et tota mente desudet, nichilominus tamen uniuersitatem uestram exortamur in domino atque in peccatorum remissionem auctoritate Dei et beati Petri apostolorum principis tam uobis quam seruitoribus uestris iniungimus, ut pro tuenda catholica eccelesia et ea, que est sub paganorum tyrannide, de ipsorum spurcitia eruenda expugnando inimicos crucis inuocato Christi nominee intrepide laboretis.》

(18)　第 2 回十字軍のより詳細な状況については，Phillips and Hoch, M.（eds.）, *The Second Crusade : Scope and Consequences*, Manchester, 2001 ; Phillips, *The Second Crusade*, Yale U. P., 2007 ; Constable, G., *Crusaders and Crusading in the Twelfth Century*, Surrey/Burlington, 2008, pp. 229–300 などを参照されたい。

Quantum praedecessores（*II*）を発布した[19]。

その *Quantum praedecessores*（*II*）のポイントは，大きく見て三つあるように思われる。まず一つは，エデッサ陥落は「我々および件（エデッサ）の人々の罪深さに（nostris et ipsius peccatis）」起因しており，エデッサの回復は戦う人にとっての聖なる職務であるがゆえに，十字軍士はそれに見合う格好をすべきである，と定めていることである[20]。もう一つは，借金をしている者は遠征中はそれに対する利子を支払う必要がないと定めていることである[21]。ここからは，十字軍士たちの経済的負担がかなり大きかったこと分かる。そして最後は，十字軍士たちにはウルバヌスがすでに認めた罪の赦しのみならず，「永遠の返報の享受（seimptrine retributionis fructus）」，すなわち来世における魂の救済が約束されたことである。とりわけ最後の点が多くの人々の心を惹きつけた，少なくとも，ベルナールは惹きつけようとしたであろうことは，1146 年の東フランクおよびバイエルンの人々に宛てた書簡[22] や，翌年のボヘミア公ヴラジスラフ 2 世とその民たちに宛てた書簡が物語るところである[23]。

Quantum praedecessores（*II*）の起草に関わって以降，ベルナールは第 2 回十字軍の事実上の主導者となった。彼の呼びかけは熱狂でもって応えられたが，二カ所において彼は東方に向かうことを控えさせた。まずはイベリア半島である。上述のように，すでにイベリア半島での戦いは十字軍の重要な一局面となっていたからである。ベルナールは，フランドル地域では東方よりもむしろイベリア半島への援助を進めた。そしてもう一カ所は，ドイツ北東部においてである。当時その地域では異教徒であるスラヴ系ヴェンド人との闘争

---

(19)　本稿では，P・ラッソウ版を用いた。Rassow, P., “Text der Kreuzzugsbulle Eugens III. vom 1. März 1146, Trastevere（J-L. 8796）”, *Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde*, 45, 1924, S. 300-305. なお，J.-P.・ミーニュ版では，*Quantum praedecessores*（II）が *Quantum praedecessores* とされている。Migne, J.-P.（ed.）, *Patrologiae crusus completes, series latina*（以下，MPL と略記），180, Paris, 1855, cols. 1064-1066. なお，1145 年 12 月 1 日に発布された版は現存していないため，どの程度ベルナールが手を加えたのかは解らない。

(20)　《Praetera, quoniam illi, qui Domino militant, nequaquam in vestibus preciosis, nec cultu forme nec canibus vel accipitribus vel aliis, que portendant lasciviam, debent intendere, prudentiam vestram in Domino commonemus, ut, qui tam sanctum opus incipere decreverint, nullatenus in vestibus variis aut grisiis, sive in armis aureis vel argenteis intendant, sed in talibus armis equis et ceteris, quibus vehementius infideles expugnent, totis viribus studium et diligentiam adhibeant.》

(21)　《Quicunque vero ere premuntur alieno et tam sanctum iter puro corde incoeperint, de preterito usuras non solvant et, si ipsi vel alii pro ejus occasione usurarum astricti sunt sacramento vel fide, apostolica eos auctoritate absolvimus.》

(22)　MPL, 182, 1859, cols. 564-568.《Quid est enim nisi exquisite prorsus et inventibilis soll Deo occasion salvationis, quod homicidas, raptores, adulteros, perjuros, cæterisque obligatos criminibus, quasi gentem quæ justitiam fecerit, de servitio suo submonere dignatur Omnipotens? ･･･.　Bene ergo fecerunt, qui cœleste jam signaculum susceperunt : bene cæteri faciunt, sed nec ad iusiplentiam eis, si festinent et ipsi apprehendere quod et eis in salutem existat.》

(23)　MPL, 182, cols. 652-654.《Est mihi sermo ad vos de negotio Christi, in quo est etiam salus vera.》

が展開されており，1146 年 6 月にはヴェンド人たちはリューベクの町を攻撃した。このような状況下においても東方に向かおうとする者たちに対して，ベルナールはイベリア半島における戦いやヴェンド人との戦いが聖地十字軍と等価値であるとしてなだめ，1147 年 4 月 11 日には勅令 *Divini dispensatione* を発布して教皇もそれを追認した[24]。ベルナールの意図の中に，異教徒との戦いに加えて，在地のキリスト教勢力間の「平和（pax）」の構築もあったことには留意すべきである[25]。というのも，ウルバヌスの演説以来，十字軍運動の中において，長らく沈黙していた「平和」という言説が，局地的であるとはいえ，ここに復活することになったからである。しかもそれは，ウルバヌスの唱えた「平和」ゆえの「十字軍」という形でではなく，「十字軍」のための「平和」という形のことであった。

さて，1148 年 7 月，虚しい結果に終わったダマスクス包囲戦の後に十字軍士たちは撤退を余儀なくされ，イベリア半島やドイツ北東部とは異なり，聖地十字軍は完全な失敗に終わった。舵取り役であった教皇やベルナールに対する批難は大きかった。それに対して，1150 年頃にベルナールがエウゲニウスのために綴ったのが『熟慮について（*De consideratione*）』である。彼はそこで，第 2 回十字軍の敗因を「我々の罪ゆえに（peccatis nostris）」としている[26]。これは結果論としての言い訳ではなかった。というのも，*Quantum praedecessores（II）* に見られたように，そもそも第 2 回十字軍を呼びかけなければならない原因が「我々」，すなわち全キリスト教徒の罪ゆえでもあったからである。

III.　アレクサンデル 3 世と十字軍

ただし，「我々の罪ゆえ」という考え方が，すぐさまヨーロッパ世界に浸透したわけではなかった。1165 年 7 月 14 日，教皇アレクサンデル 3 世は *Quantum praedecessores（II）* を再発布した[27]。この勅書は，エデッサの回復ではなく，ヌールッディーン・マフムードの脅威にさらされているアンティオキアを防衛するための援軍要請を受けてのものであり，必然的にその内容は原版とは幾つかの点では異なるが，中でも注目すべきは，アレクサンデル版では東方の窮状が「その（東方の）民たちの罪ゆえ（ipsius populi peccatis）」とされ

---

(24)　MPL, 180, cols. 1203–1204.《···, illam remissionem peccatorum quam praedecessor noster felicis memoriae papa Urbanus Hierosolymam transeuntibus instituit, omnipotentis Dei et beati Petri apostolorum principis auctoritate nobis a Deo concessa concedimus,···.》

(25)　《Praeterea quia expedire cognoscimus ut aliqua religiosa discreta, litterata persona sit inter vos, quae paci et tranquillitati vestrae provideat, et unitatem inter vos conservet, et vos de promovenda Christiana religione commoneat,···.》

(26)　Leclercq, J. et Rochais, H.（ed.）, *Sancti Bernardi Opera*, 3, Roma, 1963, pp. 410–413.

(27)　MPL, 200, 1855, cols. 384–386.

ており，原版にはあった「我々の（nostri）」という語が削除されていることである。また，エデッサの陥落が全キリスト教徒にとっての危機であることを訴えたベルナール版の文言も，アレクサンデル版では削除されている[28]。アレクサンデルにとっては，東方世界の窮地はあくまでも在地の人々の罪深さに起因するものであり，ヨーロッパ世界の人々のそれとは無関係であった。

それから4年後の1169年7月29日，ファーティマ朝の支配権を巡ってサラーフッディーンと対峙していたエルサレム国王アモーリーの要請を受けて[29]，アレクサンデルは十字軍勅書 *Inter omnia* を発布した。この勅書で最も注目すべきは，遠方であるがゆえに自ら戦いに行くことのできない者たちであっても同胞のために財を差し出すことで参加者と同等の贖罪価値を得られる，としていることである[30]。この段階では騎士階級に限定されているが，ここに後の十字軍宣誓代償制の萌芽を見ることができるからである。加えて注目すべきは，遠征期間を1年間と規定していることである[31]。このことは，長期に及ぶ可能性が東方に向けた十字軍の阻害要素となっていたことを窺わせる。

Inter omnia は全ヨーロッパの騎士たちに向けて発せられたものであるが，同日にアレクサンデルはフランス国王ルイ7世の弟であるランス大司教アンリに向けての勅書 *Cum gemitus* も発し，兄ルイを説得してイングランド国王ヘンリ2世との「和平（pax）」と十字軍への参加に誘うよう命じている[32]。しかし状況は進展しなかったようであり，翌年12月23日にアレクサンデルは同大司教に宛てた勅書 *Non sine gravi dolore* を発した。そこでは，「我々の罪ゆえに（peccatis nostris）」，かつては異教徒と戦っていたキリスト教徒の王侯たちが今や互いに争いを繰り広げている，と嘆かれている。とりわけ英仏両王の対立は悲しむべきものであり，大規模な東方遠征を構築するためにはヨーロッパ内部の「平和（pax）」が必要であった[33]。ここに「十字軍」と，「平和」および「（贖）罪」との関係が，ベルナー

---

(28)　アレクサンデル版で削除されているのは次の文である。《In quo quantum Ecclesiae Dei et toti Christiaitati periculum immineat, et nos cognoscimus et prudentiam vestram latere non credimus. Maximum namque nobilitatis et probitatis indicium fore cognoscitur, si ea, que patrum strennuitas acquisivit, a bonis filiis strenue defendantur.　Verumtamen si, quod absit, secus contigerit, ptrum fortitudo in filiis imminuta esse probatur.》

(29)　アモーリーによるエジプト侵攻と外交政策の詳細については，Phillips, *Defenders*, pp. 168–224, を参照されたい。

(30)　MPL, 200, cols. 599–601.《···, alii vero in facultatibus suis, remoto tarditatis obstaculo, pro salute fratrum nostrorum ita vos exponere satagatis,···.》

(31)　《···per annum in hoc labore permanserit, ···.》

(32)　MPL, 200, cols. 601 f.

(33)　MPL, 200, cols. 927–928.《···, quia unique fere inter Christianos reges et principes guerra mota est contentio, et sic peccatis nostris exigentibus factum est ut se interimant mutua clade bellorum, qui olim consueverant nationes paganas et exteras debellare.···.　Licet autem bella quae inter alios principes Christianos geruntur, inimicos crucis Christi in his quae conceperunt audaces faciant, illa tamen guerra quae inter charissimos in Christo filios nostros L. Francorum, et Henricum Anglorum illustres reges histiliter exercetur, eos fortes reddit

ルよりも規模を大きくする形で，真逆になったことを見いだすことができる[34]。そしてアレクサンデルは，*Inter omnia* を発した後も，1173／4 年に直接ルイ 7 世に宛てた勅書 *Ingemiscimus et dolemus* を発して，一刻も早いヘンリ 2 世との「和平（pax）」と東方遠征の実行を強く呼びかけた。ここで興味深いのは，互いに争わずに蛮族や外からの侵入者と戦っているイベリア半島の諸王国を見習うようルイに訓戒していることである[35]。

その一方で，1171／2 年 9 月 11 日，アレクサンデルは勅書 *Non parum animus noster* を発布した。デンマーク，スウェーデン，ノルウェーの王侯に宛てられたこの書は，エストニアの異教徒たちへの戦いに対して贖罪価値を認めた，いわゆるバルト十字軍を推進するためのものである[36]。ただし，この段階においてはバルト十字軍は聖地十字軍と同列のものではなく，そこに認められたのは 1 年分の贖罪価値（ただし，殉教の場合はすべての罪の赦し）のみであった[37]。

状況的に見て，アレクサンデルは神聖ローマ皇帝フリードリヒ 1 世との対立の中で多局面的に十字軍政策を展開したのであろう[38]。両者の対立は，1174 年のフリードリヒによるイタリア侵攻で頂点に達した。しかし 1176 年のレニャーノの戦いで皇帝軍はロンバルディア同盟軍に敗北し，翌年にはヴェネツィア条約にてフリードリヒはアレクサンデルの教皇権を認めざるをえない状況に追い込まれた。そして 1178 年，長らくローマを追われていたアレクサンデルがローマへの帰還を果たした。このような状況を経た 1179 年 3 月 5 日～19 日，第 3 ラテラーノ公会議が開催された。その第 27 条で十字軍の呼びかけが規定されるが，攻撃対象とされたのはカタリ派などの異端であった。異端に対して武器を取

---

amolius et audaces, cum videant eos mutuis bellis et contentionibus detineri, quorum viribus se fugatos saepe recolunt et contritos.　Quoniam igitur eisdem regibus et Christianitati plurimum expedit ut ipsi inter se pacem habeant,･･･.》

(34)　従って，そのような現象を 13 世紀以降のものとして捉えた拙稿の見解は，ここで修正されねばならない。櫻井「「帝国」」87 頁。

(35)　*Guilielmi Neubrigensis Historia sive Chronica rerum anglicarum...additionibus locupletata longeque emendatius quam antehac edita, studio...Thomae Hearnii, qui et praeter Joannis Picardi annotationes suas etiam notas et spicilegium sunjecit.　Accedunt homiliae tres eidem Guilielmo...adscriptae...*, Oxonii, 1719, pp. 664-666.《･･･: ecce tuum et Anglorum Regnum inter se dimicant et decretant, quae debent indissolubili vinculo pacis astringi. Ecce Hispaniarum regna, quae ad regiae magnitudinis notitiam credimus pervenisse, in seipsa manus convertunt, et Christiani eorundem regnorum populi, bellis mutuis fatigantur : qui contra barbaras et exteras nationes, Christianorum fines intendentes invadere, totius fortitudinis viribus unaminiter armari debuerant.》

(36)　MPL, 200, cols. 360-361 ; Afzelius, A.（redaction）, *Diplomatarium Danicum*（以下，DD と略記）, 1-3, København, 1938, no. 27.

(37)　《Nos enim eis qui adversus saepe dictos paganos potenter et magnaminitrer decertaverint, de peccatis suis de quibus confessi fuerint et poenitentiam acceperint, remissionem unius anni, confisi de misericordia Dei, et meritis apostolorum Petri et Pauli, concedimus, sicut his qui sepulcrum Dominicum visitant, concedere consuevimus.　Illis autem, qui in conflictu illo decesserint, omnium suorum, si poenitentiam acceperint, remissionem indulgemus peccatorum.》

(38)　以下，アレクサンデル 3 世とフリードリヒ 1 世との対立の模様については，Housley, “Crusades”, p. 24, などを参照。

る者には聖地に向かう者と同様の特権が付与されているが，バルト十字軍と同様，認められたのは 2 年分の贖罪価値（ただし，殉教の場合はすべての罪の赦し）のみであり，この段階では聖地十字軍と非聖地十字軍とはグレードの面で区別されていた[39]。

その後の 1181 年 1 月 16 日にアレクサンデルは，すべての王侯貴族・騎士に向けては勅書 *Cor nostrum* を[40]，すべての教会関係者に向けては勅書 *Cum orientalis terra* を[41] 発布して聖地十字軍を広く呼びかけた。前者の中で強く訴えられているのは，エルサレム国王ボードゥアン 4 世の病状悪化による十字軍国家の窮状の打開策を得ることである[42]。そのために，東方世界での軍事奉仕は従来の 1 年間から「2 年間（duobus annis）」に延長され，出発を 1 年延期させた者には半分の贖罪価値しか認定されなくなった[43]。また，旅費を親族や領主から工面してもらえない場合は第三者に頼るのではなく，教会に財産を質入れして用意するように促されている[44]。すなわち，十字軍士たちの必要経費は教会財産から賄われる旨が記されているのであるが，このことは十字軍遠征にかかる費用がいかに十字軍士たちを苦しめてきたのかということも物語っている。

しかし同年 8 月，この呼びかけが実を結ぶことなく，アレクサンデルは息を引き取った。後任となったルキウス 3 世も，1184 年にはイングランド国王ヘンリ 2 世に宛てた書簡 *Cum cuncti praedecessore* で，サラーフッディーンと戦うように直接要請した[45]。また，1184/5 年 11 月 6 日から 13 日の間には *Cor nostrum* を再発布した[46]。小規模な軍勢が東方に向かったものの，1185 年 11 月 25 日のルキウスの死によって，大規模な軍事遠征に至ることはなくなった[47]。

---

(39)　第 3 ラテラーノ公会議決議録の詳細については，櫻井「「帝国」」63～66 頁，を参照されたい。

(40)　MPL, 200, cols. 1294-1296.

(41)　MPL, 200, cols. 1296-1297.

(42)　《Balduinus, qui regni gubernacula possidet, ita sit graviter, sicut nosse vos credimus, justo Dei judicio flagellatus, ut vix ad tolerandos sufficiat continuous sui corporis cruciatus.》なお，ボードゥアン 4 世の詳細については，櫻井「ボードゥアン 4 世癩王」鈴木董編『侠の歴史―西洋編上＋中東編―』清水書院，2020 年，170～185 頁，を参照されたい。

(43)　《IIi autem, qui illie per annum, sicut diximus, moram habuerint, de medietate sibi injunctae poenitentiae indulgentiam et remmissionem suorum obtineant peccatorum.》

(44)　《Liceat autem eis terras, seu possessiones alias postquam propinqui, aut etiam domini sui（ad quorum feudum pertinent）pecuniam ipsis mutuare aut noluerint, aut non potuerint, ecclesiis, vel ecclesiasticis viris, aut aliis fidelibus libere, et sine ulla reclamatione, pro expensis hujus itineris titulo pignoris obligare.》

(45)　Stubbs, W.（ed.）, *Gesta regis Henrici secundi benedicti abbatis : The Chronicle of the Reigns of Henry II. and Richard I. A.D. 1169-1192 ; Known Commonly under the Name of Benedict of Peterborough*, 1, London, 1867, *rep*. 1965, p. 332 f.

(46)　Kehr, P., “Papsturkunden in Sizilien”, *Nachrichten von der königlichen Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen. Philologische-historische Klasse*, 1899, S. 329 f.

(47)　より詳細な状況に関しては，Phillips, *Defenders*, pp. 225-266, を参照されたい。

IV.　インノケンティウス 3 世と十字軍

1.　第 4 回十字軍に向けて

1187 年 7 月 4 日, ティベリア西方のハッティーン（ヒッティン）における戦いで, サラーフッディーンはエルサレム国王ギー・ド・リュジニャン率いる十字軍国家軍に完勝し，エルサレムをはじめとする王国領のほとんどを制圧した。この報告を耳にしてすぐ後の 10 月 20 日に教皇ウルバヌス 3 世が死去したため，その翌日には 70 代後半にさしかかっていたグレゴリウス 8 世が後継者として選出された[48]。同月 29 日，すぐさま彼は十字軍勅令 *Audita tremendi* を発布した[49]。第 1 回十字軍によるエルサレムの獲得は，その戦いを聖戦に押し上げた。しかし，その喪失はキリスト教徒の罪深さと，それに対する神の怒りの証明となった[50]。罪深きキリスト教徒とは，十字軍国家在住者だけではなく，ヨーロッパ内部で互いに不和の状態を作り出しているすべてのキリスト教徒であった[51]。そして，ここで言われる「罪」とは,「罪（peccatum）」のみではなく,「犯罪（crimen）」でもあった。このように罪の意識に強く訴えて十字軍を呼びかける一方で，例えばボヘミア王国の騎士ヒンコ・ズ・ゼルニンに宛てた書簡 *Cun igitur* において，教会が遠征中の財産・家族の保護を行うことを強調して約束している[52]。*Audita tremendi* にも財産の保護は明記されているが[53]，十字軍士となる者により大きな安心感を与えようとしたのであろう。しかし，このようにして発動された第 3 回十字軍の結末は，周知のとおりである。

イングランド国王リチャード 1 世とサラーフッディーンとの間で休戦協定が結ばれて

---

(48)　第 3 回十字軍およびそれを巡る状況については，Nicholson（ed. and tra.）, *Chronicle of the Third Crusades : A Translation of the Itinerarium peregrinorum et gesta regis Ricardi*, Aldershot, 1997, などを参照されたい。

(49)　MPL, 202, 1855, cols. 1539-1542 ; Chrousr, A.（Hrsg.）, *Mnumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Germanicarum*, *nova series*, 5, Berlin, 1928, S. 6-10.

(50)　《Nos autem licet cum propheta dicere habeamus : *quis det capiti meo aquam et oculis meis fontem lacrimarum et plorabo nocte ac die interfectos populi mei*, non tamen adeo nos deicere debemus, ut in diffientiam decidamus, et credamus sic deum populo suo iratum, ut, quod communium faciente multitudine peccatorum fieri permisit iratus, non cito per fletum exultationem inducat.》

(51)　《Porro nos qui in tanta illius terrae contritione non solum peccatum habitatorum eius sed et nostrum et totius populi christiani debemus attendere ac vereri, ne, quod reliquum est terrae illius, depereat et in alias etiam potestas eorum desaeviat regiones, cum ex omnibus mundi partibus inter regest et principes, civitates et civitates dissensiones audiamus et scandala, et lugere cum propheta et dicere valeamus : *scientia dei in terra, furtum et mendacium, homicidium et adulterium nundaverunt, sanguis sanguinem tetigit.*》

(52)　Dobner, P.（ed.）, *Monumenta historica Boemiæ*, 4, Pragæ, 1779, p. 250 f. ; Boček, A.（ed.）, *Codex diplo, aticus et epistolaris Moraviae*, Olomucii, 1836, p. 320 f.

(53)　《Bona quoque ipsorum, ex quo crucem acceperint, cum suis familiis sub sanctae Romanae ecclesiae necnon et archiepiscoporum et episcoporum et aliorum praelatorum ecclesiae dei protectione consistant et nullam de his, quae usque ad susceptionem crucis quiete possederint, donec de ipsorm reditu vel obitu certissime cognoscatur, sustineant quaestionem sed bona eorum integra interim maneant et quieta.》

から 4 年後の 1196 年 10 月 31 日，教皇ケレスティヌス 3 世が十字軍勅書 *Cum renatis* を発布した[54]。トレド大司教およびその属司教たちに宛てたこの書で問題となったのは，ムワッヒド朝と「和平（pax）」を結んでカスティーリャ王国領に侵攻したレオン国王アルフォンソ 9 世であり，ムスリムと提携した者に対する戦いには罪の赦しが認められた[55]。この呼びかけは，ムスリムと平和を構築した者も十字軍による攻撃の対象となりえる初例となった。

その後を継いで，1198 年 1 月 8 日，30 代後半という異例の若さでインノケンティウス 3 世が教皇に登位した。そして同年 8 月 15 日，彼はいわゆる第 4 回十字軍の布石となる十字軍勅令 *Post miserabile* を発布して広く東方遠征を呼びかけた[56]。十字軍国家からの要請によらない初めての十字軍勅令であった。従来の十字軍勅令と比べて，*Post miserabile* は三つの点で画期的であった。一つは攻撃対象として異教徒と異端を列挙していること[57]，もう一つは遠征費の問題を取り上げた上で，アレクサンデル 3 世よりも広範囲に資金提供者に贖罪価値を認めていること（十字軍宣誓代償制）[58]，最後は聖地十字軍への反対者・妨害者に対しては罰則を加えるべきであると明記していることである[59]。まずインノケンティウスが実行に移したのが，最後の点であった。聖地十字軍に成功をもたらすためには

---

(54) Cardos, J.（ed.）, *Obras escogidas de Don Francisco Martinez Marina*, 3, Madrid, 1969, p. 85.

(55) 《Nos enim illis qui contra ipsum et suos, dum in præfata iniquitate duraverint, arma receperint et tantam christiani nominis conati fuerint injuriam vindicare, illam remissionem quam illis qui contra sarracenos arma suscipiunt fecimus, duximus de auctoritate sedis apostolicæ concedendam.　Præterea si præfatus rex ut bene agat noluerit intelligere, sed in inceptæ iniquitatis audacia perdurare, si per terram suam ad offensionem christianorum ausus fuerit introducere sarracenos；･･･.》なお，当時のイベリア半島の状況については，O'Callaghan, J., "Innocent III and the Kingdoms of Castile and Leon", Moore, J.（ed.）, *Pope Innocent III and his World*, Cornwall, 1999, pp. 317-336；García, A., "Innocent III and the Kingdom of Castile", Moore（ed.）, *Pope Innocent III and his World*, pp. 337-350, などを参照。

(56) MPL, 214, 1855, cols. 308-312. なお，第 4 回十字軍およびそれを巡る状況については，Queller, D. and Madden, D.（eds.）, *The Fourth Crusade : The Conquest of Constantinople*, Pennsylvania, *2nd ed.*, 1997；八塚「インノケンティウス 3 世と第 4 回十字軍」『史林』58 巻 6 号，1975 年，61～100 頁；櫻井「マルティン・フォン・パイリスの「十字軍」―「十字軍」参加者の「十字軍」観―」前川和也（編著）『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房，2009 年，91～144 頁，などを参照されたい。

(57) 《･･･, ad expugnandam paganorum barbariem et servandam haereditatem Domini destinetis, quam ipse proprio sanguine comparavit.》

(58) 《De communi praeterea fratrum nostrorum deliberatione statuimus et vobis, fratres archiepiscopi et episcopi, et dil.　Filii abbates, priores et alii Ecclesiarum praelati, districte praecipiendo mandamus quatenus certum numerum bellatorum vel pro certo numero certam pecuniae quantitatem in proxime sequenti Martio, pensata facultate cujuslibet,･･･.　Eis autem qui non in personis propriis illuc accesserint, sed in suis tantum expensis juxta facultatem et qualitatem suam viros idoneos destinaverint illic saltem per biennium moraturos et illi similiter qui, licet in alienis expensis, in propriis tamen personis assumptae peregrinationis laborem impleverint, plenam suorum concedimus veniam peccatorum.　Hujus quoque remissionis volumus esse participes, juxta quantitaem subsidii, ac praecipue secundum devotionis affectum, qui ad subventionem illius terrae de bonis suis congrue ministrabunt.》

(59) 《Si quis autem, quod non credimus, constitutioni tam piae ac necessariae praesumpserit obviare, sicut sacrorum canorum transgressorem decrevimus puniendm et usque ad satisfactionem condignam ab officio censemus manere suspensum.》

罪深きヨーロッパ世界の浄化が必要であった。

インノケンティウスは，1199 年 1 月 10〜25 日の間にはカプアの全住民に宛てて *Licet circa statum* を[60]，同年 11 月 24 日にはシチリアの全住民に宛てて *Quod futura sint* を発布し[61]，マルクヴァルト・フォン・アンヴァイラーに対する戦いに贖罪価値を認めた。神聖ローマ皇帝フリードリヒ 1 世のミニステリアーレンとして頭角を現した彼は，皇帝ハインリヒ 6 世の下でアンコーナ辺境伯兼アブルッツォ伯に任命された。ハインリヒの死後はその弟でドイツ国王のフィリップに仕え，ハインリヒ 6 世の息子にしてシチリア国王である幼少のフリードリヒ 2 世の摂政としてパレルモの実権を委ねられた。ケレスティヌス 3 世およびインノケンティウス 3 世は彼を破門した。彼らがとりわけ問題視したのは，マルクヴァルトが権力基盤を固めるためにシチリアに残存していた幾つかのムスリムの共同体と同盟関係を構築したことであった。ただしフィリップの政権も安定していたわけではなく，ハインリヒ 6 世の後継位を巡ってヴェルフェン家のオットー 4 世が対立国王として立ちはだかり，教皇もオットーを支持した[62]。このような状況下で対マルクヴァルトの十字軍が発動され，それは 1202 年のマルクヴァルトの死まで継続された。

Licet circa statum においては，「教会の敵（inimicus ecclesie）」であるマルクヴァルトに対する戦いが，聖地において異教徒と戦うのと同じ価値であることが触れられるのみであるが[63]，注目に値するのは *Quod futura sint* に見られる言説である。そこでは，マルクヴァルトは「もう一人のサラーフッディーン（alius Saladinus）」とされ，「シチリア王国の防衛（regni Sicilie defendatum）」のために，ムスリムと提携してキリスト教徒を攻撃している彼を討伐することがエルサレムの回復に繋がる，ということが明示されているのである[64]。これまでにも非聖地十字軍に聖地十字軍との等価値性が与えられることがあったことについてはすでに触れてきたが，インノケンティウスに特異な点は，聖地十字軍を成功させるために

---

(60) Hageneder, O. und Haidacher, A.（Bearb.）, *Die Register Innocenz' III*, 1, Graz, 1964, no. 555（558）.

(61) Hageneder und Haidacher（Bearb.）, *Die Register Innocenz' III*, 2, Rom/Wien, 1979, no. 212（221）.

(62) これらの状況については，Housley, *The Italian Crusades : The Papal-Angevin Alliance and the Crusades against Christian Lay Powers, 1254-1343*, Oxford, 1982, p. 1, を参照。

(63) 《Nos igitur huiusmodi precaventes, ad defensionem vestram potenter intendimus et, siquidem opus esset, eandem peccatorum remissionem concederemus omnibus, qui Mar（coal）di et suorum violentiam expugnarent, quam concedimus imnibus, qui contra Sarracenorum perfidiam ad defensionem orientalis provincie accinguntur, quin per eum impediatur terre sancte succursus.》

(64) 《In ipso namque ingressu suo quibusdam Sarracenis confederatus eorum sibi contra regem et christianos convocatit auxilium ; ･･･. Nos enim attendentes perfidiam Marc（ualdi）, qui, cum non potuerit cum christianis hactenus prevalere, cum Sarracenis, ut prelibavimus, nititur opprimere christianos, universis procedentibus contra eos in hac nequitia perdurantes illam concedimus veniam peccatorum, quam in defensionem terre orientalis transfretantibus indulgemus ; per Siciliam enim subveniri poterit facilius terre sancte, que si, quod absit, in Sarracenorum potentiam deveniret, nulla decetero recuperationis Ier（oso）limitane provincie fiducia remaneret.》

ヨーロッパ世界の罪の浄化を目的とした非聖地十字軍を推進することで，両者の連動を明確化したことであった。

そして同年の 12 月 31 日，インノケンティウスは，勅書 *Graves Orientalis* を，すべての教会人に向けて発した[65]。そこでは，すでに教皇から特別な職務を与えられているシトー会・プレモントレ会・グランモン会・カルトゥジオ会を除き[66]，教会人たちは聖地解放のために全収益の 40 分の 1 を収めるように命ぜられている[67]。加えて，自らは行けないものの，他の十字軍士の費用を負担する者にも罪の赦しが認められている[68]。後者はすでに導入されていた十字軍宣誓代償制のことであるが，前者は後の十字軍税の先駆として位置付けられよう。

その少し前の 1199 年 10 月 5 日，インノケンティウスは，ザクセン公領およびヴェストファーレン公領内の全キリスト教徒に宛てた勅書 *Sicut ecclesiasticæ* を発し，もし異教徒が「休戦（treuga）」を望まないのであれば，リヴォニアの司教や教会を異教徒から防衛するように命じた[69]。ただし，バルト十字軍で次にインノケンティウスが動きを見せるのは，第 4 回十字軍によるコンスタンティノープル占領後の 1204 年 10 月 12 日を待たねばならない。ブレーメン大司教とその属司教たち，および大司教管区内の修道院長たちに宛てた勅書 *Etsi verba* において，第 4 回十字軍に参加できなかった十字軍宣誓者たちに，リヴォニアで戦うことと「交換（commutatio）」することが承認されている[70]。また，同年 11 月 19 日，ルンド大司教に宛てた *Ex parte tua* では，「（キリスト教に改宗した）在地の有力者

---

(65)　MPL, 214, cols. 828–831. なお，現存するのはマクデブルク大司教に宛てたものである。

(66)　インノケンティウス 3 世の十字軍政策におけるシトー会の役割については，Kienzle, M., *Cistercians, Heresy and Crusades in Occitania, 1145–1229*, Woodbridge, 2001, pp. 135–173, を参照されたい。

(67)　《···, et ex parte Dei omnipotentis in virtute sancti Spiritus sub interminatione divini judicii districte præcipimus quatenus singuli vestrum saltem quadragesimam partem omnium ecclesiasticorum redditiuum et proventuum suorum, ···.　Ab hac autem generalitate monachos Cistercienses, Præmonstratenses canonicos, eremitas Grandimontenses et Cartusienses excipimus, quibus super hoc mandatum injungimus speciale.》

(68)　《Eis autem qui non in personis propriis illuc accesserint, sed in suis tantum expensis juxta facultatem et qualitatem suam viros idoneos destinaverint, illic per annum moraturos ad minus, et illis similiter qui licet in alieneis expensis, in propriis tamen personis assumptæ peregrinationis laborem impleverint, plenam suorum veniam concedimus peccatorum.　Hujus quoque remissionis volumus esse participes, juxta quantitatem subsidii et devotionis affectum,···.》

(69)　MPL, 214, cols. 739–740 ; DD 1–3, no. 254.《···: universitatem vestram menemus et exhortamur attentius, in remissionem vobis peccaminum injungentes, quatenus, nisi pagani circa Livoniensem Ecclesiam cnstituti cum Christianis treugas inire voluerint et initas observarint, ad defensionem Christianorum qui sunt in partibus illis potenter et viriliter in nomine Dei exercituum assurgatis.》なお，インノケンティウス 3 世期のバルト十字軍の展開に関しては，Nielsen, T., "The Missionary Man : Archibishop Anders Sunesen and the Baltic Crusade, 1201–21", Murrey, A.（ed.）, *Crusade and Conversion on the Baltic Frontier 1150–1500*, Aldershot, 2001, pp. 95–117 ; Lindkvist, T., "Crusades and Crusading Ideology in the Political History of Sweden, 1140–1500", Murrey（ed.）, *op.cit.*, pp. 119–130, を特に参照。

(70)　MPL, 215, cols. 428–430.《···, et nihilhominus laicos, qui, propter rerum defectum et corporum debilitatem, terram Hierosolymitanam adire non possunt, permitteremus in Livoniam contra barbarous proficisci, voto in votum de nostra licentia commutato.》

（villicus）」たちで罪を犯したがために破門された者たちであっても，聖地のために資金提供をする，もしくは，在地で異教徒と戦うことで罪が許されるとされた[71]。また，1206 年 1 月 13 日には同大司教に宛てて *Cum de christiani* を発し，バルト十字軍を推進する過程における異教徒の改宗と，そのために必要な司教を叙階することを許可した[72]。このようにしてバルト十字軍では，「十字軍」は「平和」や「贖罪」と上手く歩調を合わせる形で展開されたが，その後にインノケンティウスは，別件のほうにより専念せざるをえなくなった。

2.　第 5 回十字軍に向けて

（1）　対カタリ派

一般に，アルビジョワ十字軍は 1208 年 1 月 14 日の教皇特使ピエール・ド・カステルノーの殺害事件に端を発するとされる。しかし，C・タイラーも指摘しているように，遅くとも第 4 回十字軍がコンスタンティノープルを占領する前の 1204 年 1 月には，すでにアルビジョワ派に対する攻撃が模索されており[73]，同年 1 月 16 日にフランス国王フィリップ 2 世に宛てた *Etsi non displiceat* では十字軍と，ユダヤ教徒および異端への攻撃との関係が明示される。すでに「教会の財産とキリスト教徒の所有物を横領している（eccelsiarum bona et possessions Christianorum usurpent）」フランス王国領内のユダヤ人に対する攻撃には，「罪の赦しを認めていた（in remmisionem injungimus peccatorum）」が，加えて王国領内の異端を根絶するようにインノケンティウスは要請しているのである[74]。

---

(71)　MPL, 215, cols. 461–462 : DD, 1–4, no. 95.《Quocirca, fraternitati tuæ per apostolica scripta mandamus, quatenus, si res ita se habet, villicum ipsum, qui tanquam excommunicatus vitatur, communioni restituas, ita quod expensas, quas esset facturus in itinere ad sedem propter hoc apostolicam veniendi, mittat in subsidium Terræ sanctæ, vel in Christianorum auxilium qui laborant in partibus illis, contra perfidiam paganorum, et nihilominus laborem itineris reimat juxta proprias facultates.》

(72)　DD, 1–4, no. 109.《･･･ ; auctoritate tibi presentium indulgemus. ut in ciuitate quam paganorum eliminate spurcicia Christo iuuante poteris ad cultum fidei Christiane redigere. catholicum uales episcopum ordinare.》

(73)　Taylor, C., “Pope Innocent III, JoŠ of England and the Albigensian Crusade（1209–1216）”, Moore（ed.）, *Pope Innocent III and his World*, pp. 205–228. 以下のアルビジョワ十字軍に関する情報についても参照した。

(74)　MPL, 215, col. 501–503.《Ad eliminandos isuper hæreticos de regno Francorum potenter insurgas, nec lupos, ad perdendas oves sub ovina pelle latentes, in terra sua latere permttat regia celsitudo, sed in eorum demonstret persecution servorem quo fidem prosequitur Christianam.》ユダヤ人に対しては，1120 年にカリクストゥス 2 世がユダヤ人への攻撃禁止などを命じた *Sicut Jedaeis* を発して以降，その後の教皇たちも断続的に同様の勅令を発布し，インノケンティウス 3 世もその一人であった。1199 年 9 月 15 日に発せられた *Licet perfidia* がそれに当たるが，そこでは *Sicut Judaeis* が踏襲されるとともに，「決してキリスト教信仰の破壊をあえてなそうとしない者（qui nihil machinari præsumpserint in subversionem fidei Christianæ）」という但し書きも加えられ，ユダヤ人が攻撃対象となりえる場合もあることが示唆されている。MPL, 214, cols. 864–865. *Etsi non displiceat* から明らかなように，*Licet perfidia* でも問題とされたのは，「利息（usura）」であろう。なお，一般に *Sicut Judaeis* は十字軍との兼ね合いで語られることが多いが，史料中では両者の関係を確認することができないので，本小文では考察

同年 4 月にコンスタンティノープルが制圧されるに至ってインノケンティウスの関心の中心はそちらに移ったようであり，その後にアルビジョワ十字軍に関するものは，1207 年 11 月 17 日にフィリップ 2 世に宛てた *Inveterata pravitatis* を待たねばならない。その中で興味深いのは，異端の財産を没収し，それを聖地に向かう十字軍士のための費用に充てることを持ちかけていることである[(75)]。このように，インノケンティウスの中では，経費の面でもアルビジョワ十字軍と聖地十字軍が連動していた。

そしてピエールが殺害された後の 1208 年 2 月 3 日，インノケンティウスはフィリップに宛てて *Religiosa fides* を発し，再度アルビジョワ派に対する十字軍の遂行を要請した[(76)]。しかし，当時イングランド国王ジョンと争っていたフィリップは，対異端の十字軍を実行に移す余裕はなかった。そこでインノケンティウスは，2 月 24 日にはオーストリア公レオポールト 6 世に宛てて *Experimento didicimus* を発し，「誰もが知る聖地の緊急事態のために（urgentissima terræ sanctæ necessitate perspecta）」も，南仏でも戦うように要請した[(77)]。そして同日，彼はさらに 3 通の勅書を発した。

内 1 通は，シトー会に宛てた *De induciis* であり，アルビジョワ派の問題を解決するに当たっては，まずフィリップ 2 世とジョンとの間で「和平（pax）」が結ばれることが必要であることが訴えられている[(78)]。もう 1 通は，ナルボンヌ，アルル，アンブラン，エクス（・アン・プロヴァンス），ヴィエンヌの各大司教管区内の諸侯や騎士たちに宛てた *Rem credulam* である。ここには，「平和と信仰（pax et fides）」という言説が多用されていることに加えて，アルビジョワ派をムスリムよりも害のある者としている点に特徴を見いだせよう[(79)]。そして最後の 1 通が，上記の各大司教およびその属司教たちに宛てられた *Ne nos*

の対象外に置いたことをここで断っておきたい。*Sicut Judaeis* についての詳細は，Grayzel, S., “The Papal Bull Sicut Judaeis”, Ben-Harin, J., Weinryb, B. and Zeitlin, S.（eds.）, *Studies and Essays in Honour of Abraham Neuman*, Leiden, 1962, pp. 243-280, などを参照されたい。

(75) MPL, 215, cols. 1246-1248.《Volumus insuper ut ipsorum hæreticorum bona omnia publicentur, et tam tibi vel in persona propria laboranti, vel necessarium auxilium impendenti, quam hominibus terræ tuæ, qui contra perfidos arma susceperint expugnandos, illa valeat remiissio peccatorum quam his qui laborant pro terræ sanctæ subsidio duximus indulgendam ; cujus necessitates te ac illos volumus esse memores, ne contingat illius impedire succursum.》

(76) MPL, 215, col. 1545.

(77) MPL, 215, cols. 1339-1341.

(78) MPL, 215, col. 1360.《Quam sit necessarium Ecclesiæ et sanctæ Dei et cuncto populo Christiano qui in regno Franciæ Angliæque consistit ut utriusque reges pacem et concordiam secum habeant, nec eorum nec vestram credimus prudentiam ignorare, cum præter damna rerum et pericula personarum quæ de mutuis ereniunt simultatibus, animarum salus graviter offendadtur, et in plerisque locis, specialiter in Provincia, pestis ex hoc hæretica forties invalescat,･･･.》

(79) Grifard, I. et Moreav, N.（ed.）, *Petrus Sernensis, Historia Albigensivm, et sacri belli in eos*, Paris, 1615, 24-32 ; Guébin, P. et Lyon, E.（ed.）, *Petri Vallium Sernaii monachi Hystoria albigensis*, 1, Paris, 1926, pp. 52-65.《･･･, sectatores ipsius eo quam sarracenos securius que peiores sunt･･･.》

ejus となる。ここでは，異端という「ペスト（pestilentes）」に対して「信仰と平和のために（ob fidem et pacem）」戦って命を落とすことは「殉教に値する（ad marytyrium）」とされている[80]。この一連の呼びかけが功を奏し，1209 年の春には約 1 万人の十字軍士たちがリヨンに集結した。

なお，インノケンティスが対カタリ派の十字軍を展開したのは南仏においてのみではなかった。北イタリアのロンバルディア地方は，ラングドックに次ぐカタリ派の拠点であった。加えて同地のカタリ派は，概して皇帝派（ギベッリーニ）として教皇派（グェルフィ）に対立する姿勢を見せていた[81]。1212 年 11 月 17 日，インノケンティウスは勅書 *Cum illam recolimus* を発布した。対カタリ派のための軍事奉仕を拒否するミラノの市民たちに対して十字軍士たちを差し向けると威嚇した上で，いかなる群衆も神の軍には抵抗できないとまでした[82]。

さて，アルビジョワ十字軍が実行に移されたことに安心したのであろうか，1210 年よりインノケンティウスの関心の重心はバルト十字軍の再開とイベリア半島の情勢へと移っていった。

(2)　バルト十字軍の再開

アルビジョワ十字軍の見込みが立った段階で，1209 年 10 月 30 日，インノケンティウスは，ルンド大司教に宛てて *Ex tuarum* を発し，異教信仰の誤謬の根絶とキリスト教信仰の拡大を命じた[83]。同じ言説は，バルト十字軍への参加を促すために，翌日にデンマーク国王ヴァルデマー 2 世に宛てて発せられた *Suggestor scelerum* でも繰り返された[84]。上記の

---

(80)　MPL, 215, cols. 1354–1358.

(81)　Housley, “Politics and Heresy in Italy : Anti-Heretical Crusades, Orders and Confraternities, 1200–1500”, *Journal of Ecclesiastical History*, 33, 1982, p. 193 f.

(82)　MPL, 216, 1855, cols. 710–715.《Ad ultimum pro certo noveritis quod clamor, qui de vobis super facto haereticae pravitatis ascendit, adeo concussit aures et animos populorum ut clamatum fuerit jam frequenter quatenus sicut eos in Provinciam misimus ad pestem hujusmodi exstirpandam, sic eosdem Christi charactere insignitos ad exterminium terrae vestrae in suorum remissionem peccaminum transmittamus.　Unde vobis est merito formidandum ne is qui civitati sanctae Hierusalem, ejus provocatus iniquitatibus, non pepercit, super vestris vos disponat malitiis visitare, cum peccatorum vestrorum turris procul dubio ascenderit jam in coelum.　Nec vos decipiat magnificentia cordis vestri, ut nostra haec verba, quae non absque mentis dolore proferimus, deliramenta putetis, in virtute vestra et multitudine gloriantes ; sed potius cogitetis quod Domino exercituum nulla potest resistere multitudo : qui, ut exempla testamenti veteris taceamus, sicut in Provincia nuper haereticos et in Hispania fidelum exercitui tam mirabiliter quam misericorditer innumeros dignatus est subdere Agarenos, sic potens est vestram ad nihilum deducere civitatem.　Inspiret ergo Dominus vobis consilium salutare, ne inducatis vos ipsos in illum necessitatis articulum quod mox frustra clamentes exaudire denique non possimus, et sera poenitentia post ruinam.》

(83)　MPL, 216, col. 116 ; DD, 1–4, no. 164.《･･･ad extirpandum paganitatis errorem et terminus Christianæ fidei dilatandos ; ････.》

(84)　MPL, 216, 1855, cols. 116–117 ; DD, 1–4, no. 162.《･･･, ad exstirpandum paganitatis errorem et terminus Christianæ fidei dilatandos･･･.》

とおり，バルト十字軍が異教徒の改宗を伴うことはすでに認められていたが，ここにおいて，十字軍とキリスト教信仰の拡大がより明確な形で合体された。

この計画の遂行を確実なものとするために，インノケンティウスは，同日にヴェルフェン家の神聖ローマ皇帝オットー4世に宛てても *Suggestor scelerum* を発した。そこでは，ヴァルデマーが異教徒との戦いに専念できるようにするために，家臣たちがデンマーク王国を攻撃するのを抑えるように要請した[85]。さらに翌1210年の1月30日にはデンマーク王国の王侯に向けては *Quanto specialius* を[86]，5月7日にはルンド大司教に宛てて *Quod orthodoxæ* を発し，全デンマーク王国領を教会の保護下に置くことを確約した[87]。エストニアの一部の制圧に成功した結果，1213年10月11日，教皇はルンド大司教に新たな獲得地に司教座を設置することを許可した[88]。ここに，この度のバルト十字軍は一段落付いたようである。

(3)　対ムワッヒド朝

イベリア半島においては，上に見たレオン国王の破門が示すように，キリスト教国同士が争い合う中にあったが，1209年末には互いに和平を結んだ。このタイミングで，インノケンティウスはアラゴン国王ペドロ2世とカスティーリャ国王アルフォンソ8世それぞれに，1209年11月11日，*Licet ad promovendum* を発し，十字軍士になるように促した。ただし，そこで呼びかけたのは，アルビジョワ十字軍への参加であった。インノケンティウスは，両国王にとってはムワッヒド朝の問題がより重要性であることを認識しつつも，地理的に二局面となる戦いを避けるためにも，まずは南フランスの異端を討伐すべきであると諭したのである[89]。しかし，周知のとおり，また，後述のとおり，南フランスに所領を有するペドロ2世は，アルビジョワ十字軍に参加することを回避するために，対ムワッヒド朝戦の実行を表明したのであろう。それを受けて，1210年2月26日にインノケンティウス3世は，トレド大司教とその属司教たちに宛てた勅書 *Exemplo miserabilis* を発し，カ

---

(85)　MPL, 216, cols. 417–418 ; DD, 1–4, no. 163.《･･･quoniam rege ipso in tam sancta peregrinatione profecto quidam Teutonici regnum ejus crudeliter devastarunt, ex eo forsan sumentes audaciam delinquendi quod rex absens eorum non poterat incursibus obviare, idem nobis devotissimo supplicavit excellentiam tuam nostris litteris admoneri ut ex tua fiat permissione secures quod quandiu fuerit in exsecutione peregrinationis ejusdem, ipsum ab æmulis et persecutoribus regni sui sub imperiali potestate degentibus non oporteat formidare.》

(86)　MPL, 216, cols. 176–177 ; DD, 1–4, no. 172.

(87)　MPL, 216, col. 258 ; DD, 1–4, no. 174.

(88)　MPL, 216, cols. 917–918 ; DD, 1–5, no. 38.

(89)　MPL, 216, col. 154 ; Mansilla, D., *La documentación pontificia hasta Inocencio III*（*965–1216*）, Roma, 1955（以下，Mansilla と略記）, no. 411.《Illud auttem te ab huiusmodi non revocet pietate, quod pro suspect paganorum incurs ad exterminandum pestilentes iam dictos tibi sit opera minor danda, cum etsi reputandi utrique sint hostes, quanto ex his exonerare tibi curaveris unum latus, tanto aliud possis adversus aliorum machinamenta firmare ; ･･･.》

スティーリャ国王アルフォンソ 8 世を諭して，今度は対ムワッヒド朝戦に参加させること，ペドロ 2 世の軍勢に加わる者に対して罪の赦しを認めるように命じた[(90)]。しかし，イベリア半島のキリスト教諸王国の関係は，その後も微妙であり続けた。

同年 12 月 10 日，スペインの大司教・司教たちに宛てた勅書 *Significavit nobis* では，互いに敵対していたカスティーリャ国王をはじめとするキリスト教徒の王侯たちをムスリムとの戦いのために束ねて，罪の赦しを与えるのみならず，物理的にも援助するように命令し，加えて，少しでも十字軍士の数を増やすために，戦いに参加する巡礼者にも罪の赦しを与えることを許可した[(91)]。翌 1211 年の 2 月 22 日にも，トレド大司教・サラゴサ司教・コインブラ司教・サモーラ司教に宛てて *Significavit nobis* を発し，カスティーリャ国王に罪の赦しを与えてムスリムとの戦いに誘うように命じた[(92)]。そして同日，アルフォンソ 8 世と息子のフェルナンドに宛てては *Sane venientem* を発し，彼らがムスリムと戦っている間に「休戦（treuga）」や「平和（pax）」を侵害する者には教会罰を科すようにトレド大司教などに命じたことを告げた[(93)]。その結果，1212 年 1 月 31 日までには，アルフォンソは十字軍宣誓をなしたようである。というのも，同日，インノケンティウスはサンス大司教とその属司教たちに宛てて *Recepimus litteras* を発し，人力および財産の提供という形で，カス

(90) Mansilla, no. 416 ; Gorosterratzu, J., *Don Rodrigo Jiménez de Rada, Gran Estadista, Escritor y Prelado*, Pamplona, 1925（以下，*Rodrigo* と略記），no. 1.《Cum igitur carissimus in Christo filius noster Petrus Aragonum rex illustris orthodoxe fidei zelo succensus, quam perfidia sarracenorum impugnat, ad expugnandam eos, sicut accepimus, viriliter se accingat, universitatem vestram monemus attentius et hortamur per apostolica vobis scripta precipiendo mandantes, quatenus carissimum in Christo filium nostrum Alfonsum illustrem regem Castelle simul et singillatim, quemadmodum expedierit et efficaciter inducer procuretis, ut et ipse pro Christi nominee tam pium propositum emulando, ad opus huiusmodi pietatis simili devotione consurgat, cum et id et instans occasion persuadeat temporis opportuni.　Quod si ad id non poterit fortassis induci, districtius inhibeatis eidem, ne quoquo modo subditos suos impediat, quominus, prout inspiraverit eis Deus, prefato regi suum in hoc auxilium largigantur.　Alios quoque fideles in vestris diecesibus constitutos generaliter exhortemini, auctoritate nostra in remissionem eis peccaminum iniungentes, ut dicto regi ad promovendum tantum Dei servitium consilium et auxilium opportunum impendant, mandatum apostolicum taliter impleturi, quod in eius executione monstretis quam sinceri sitis christiani nominis zelatores.》

(91) MPL, 216, col. 353 ; Mansilla, no. 442.《Nos igitur pium ejus propositum in Domino commendantes, fraternitati vestræ per apostolica scripta mandamus quatenus reges et principes vestros, qui non sunt cum illis ad treugas observandas astricti, ad opus simile peragendum sedulis exhortationibus inducatis, monentes ex parte Dei et nostra subsidos vestros, et in remissionem eis omnium peccaminum injungentes, quatenus tam præ fato primogentio regis Castellæ quam aliis regibus et principibus vestris ad hoc opus salubriter intendentibus necessarium impendent auxilium in rebus pariter et personis, ut per hæc et alia bona quæ fecerint, cœlestis regni gloriam consequi mereantur.　Pari quoque remissione gaudere concedimus peregrinos qui propria devotione undecunque processerint ad idem opus fideliter exsequendum.》

(92) MPL, 216, cols. 379–380 ; Mansilla, no. 446.《･･･exhortationibus inducere minime postponatis, monentes ex parte Dei et nostra subditos vestros, in remissionem eis omnium peccaminum injungendo, ut tam præfato primogenito regis Castellæ,･･･.》

(93) アルフォンソ宛て：MPL, 216, cols. 380–381 ; Mansilla, no. 447. フェルナンド宛て：MPL, 216, col. 381 ; Mansilla, no. 448.《･･･, venerabili fratri nostro archiepiscopo Toletano et Zamorensi, Tirasonensi et Colimbriensi episcopis nostris damus litteris in mandatis ut si quis regum Hispaniæ, cum quo treugam vel pacem firmasti, tempore quo tu vel filius tuus Saracenos impugnatis, ipsam præsumpserit violare, ipsi eum per censuram ecclesiasticam, sublato appellationis impedimento, compescant.》

ティーリャ国王に援助するとともに，巡礼者にも罪の赦しを認めるように命じており[94]，その 4 日後にアルフォンソに宛てた *De infortuuiis* にて，戦いに対する贖罪価値の付与を再確認するとともに，教会からの援助があることを伝えているからである[95]。

このようにしてカスティーリャ国王を引き込むことに成功したインノケンティウスであったが，一方で危険分子を排除することも忘れなかった。1212 年 4 月 10 日の時点では，トレド大司教およびサンチャゴ･デ･コンポステーラ大司教に宛てた *Quanta nunc* において，ムスリムとの戦いに向けてカスティーリャ国王とレオン国王との間に「和平（pax）」と「休戦（treuga）」を結ばせるように命じている[96]。しかし，その 5 日後の同大司教たちに宛てた同名の書においては，ムスリムと戦うものたちを援助するよう命じるとともに，破門された者たちがムスリムと提携しないように注意するよう命じた上で，それがゆえにレオン国王アルフォンソ 9 世を破門することを告知している[97]。ここで興味深いのは，反ローマ＝カトリック教会勢力がムスリムと手を結ぶことを，インノケンティウスが危惧していたことである。彼の努力は，これだけに留まらなかった。恐らくはレオン国王を破門した頃，ローマ市民たちに向けて勅書 *Quarta feria* を発した。そこで彼は，「全キリスト教会およびキリスト教徒の平和のため（pro pace universalis Ecclesiæ ac populi Christiani）」，とりわけスペインにおける異教徒と，異端との戦いへの勝利祈願として，来る 5 月 16 日に宗教儀礼を行うことを告知しているのである[98]。当然のことながらこの儀礼そのものが贖罪行為で

---

(94) MPL, 216, col. 514 ; Mnasilla, no. 468.《Nos igitur pium ejus propositum in Domino commendantes, fraternitati vestræ per apostolica scripta mandamus quatenus subditos vrstros sedulis exhortationibus moneatis, in remissionem omnium peccatorum ex parte Dei et nostra vere pœnitentibus injungentes, ut ei præscripto termino in hoc necessitatis articulo succurrentes, necessarium impendant auxilium in rebus pariter et personis ; ut per hæc et alia bona fecerint, cœlestis regni gloriam consequi mereantur.　Pari quoque remissione gaudere concedimus peregrinos, qui propria devotione, undecunque processerint ad idem opus fideliter exsequendum.》

(95) MPL, 216, cols. 513–514.《･･･subditos suos sedulis exhortationibus moneant et inducant, in remissionem omnium peccatorum ex parte Dei et nostra vere pœnitentibus injungentes, ut cum Saracenis in octavis Pentecostem proximo adfuturis campestre bellum indixeris, in hoc tibi necessitatis articulo succurrentes, necessarium impendant auxilium in rebus pariter et personis, ut per hæc et alia quæ fecerint, cœlestis regni gloriam consequantur.　Pari quoque remissione gaudere concedimus peregrinos qui propria devotione undecunque processerint ad idem opus fideliter exsequendum.》

(96) *Rodrigo*, no. 11 ; Mansilla, no. 452.《Nos itaque auctoritate presentium vos in Domino admonemus, quatenus, cum hi guerram faciunt sarracenis, pacem ac stabiles treugas habeatis, eisdem contra crucis dominice inimicos pretantes.》

(97) MPL, 216, col. 553 ; Mansilla, no. 471.《･･･ ; quin etiam mutuum auxilium sibi præstent adversus crucis Dominicæ inimicos, qui non solum ad destructionem Hispaniarum aspirant, verum etiam in aliis fidelium Christi terris comminantur suam sævitiam exercere ac nomen, si possint, opprimere Christianum, auctoritate nostra tam ipsis regibus quam aliis Christianis omnibus sub pœna excommunicationis et interdicti firmiter inhibentes ne se præsumant jungere Saracenis, vel contra Christianos illis consilium vel auxilium impertiri. Quos si forte rex Legionensis, de quo specialiter dicitur, sive alius cum Saracenis offendere præsumpserit Christianos, denuntietis, sublato appellationis obstaculo personam ipsius excommunicationis vinculo, innodatam et interdicto suppositam terram ejus ; ･･･.》

(98) MPL, 216, cols. 698–699 ; Mansilla, no. 473.《Quarta feria infra octavam Pentecostes fiat generalis proces-

あったが，間接的ながらも民衆が十字軍運動に巻き込まれた瞬間であった。

そして 1212 年 7 月 16 日，ラス・ナバス・デ・トローサの戦いにおいて，キリスト教徒の軍勢が勝利した。アルフォンソ 8 世からの勝利の報告を受けて[99]，同年 10 月 26 日，インノケンティウスは返答書簡として *Protector in se* を発した。そこで彼は，「罪人の血でその手を洗え，という不敬なる者に対する神の罰（vindctam impiorum factam a Domino, laves manus tuas in sanguine peccatorum）」と記している[100]。上記のミラノ市民たちに対する威嚇は，このような状況の下で出されたものであった。

この段階で，アルビジョワ十字軍は上手く進展していた。また，ムワッヒド朝との戦いには勝利した。しかし，これらのことが，一つの問題を招くこととなった。もともと，トゥールーズ伯レーモン 6 世とは義兄弟にあり，アルビジョワ十字軍の攻撃対象となった地域に幾つかの所領を抱えていたアラゴン国王ペドロ 2 世は，ラス・ナバス・デ・トローサでの勝利後に，教皇庁に所領を返還するよう要望した。これに対するインノケンティウスの対応は，ペドロよりのものであった。1213 年 1 月 15 日には，教皇特使としてアルビジョワ十字軍の霊的統率者にあったナルボンヌ大司教に宛てて *Cum jam captis* を発し，アラゴン国王と「和平（pax）」と「休戦（treuga）」を成すように命じた上で，教皇からの命がない限り，これ以上人々を対アルビジョワ派の戦いへと向かわせないように命じた[101]。また同日，アルビジョワ十字軍の軍事統率者であったシモン・ド・モンフォールに対しては *Cum ad mandatum* を発し，占領したカルカッソンヌの町に関しては，アラゴン国王にオマージュを成すように命じた[102]。さらに 2 日後，同じくシモンに宛てた *Ex parte* では，「（アラゴン）国王がムスリムに対するイエス・キリストへの奉仕を遂行している限り（dum rex servitio Jesu Christi contra Saracenos insisteret）」，その家臣の所領は返還されるように命じた[103]。さらに翌日には，教皇特使のナルボンヌ大司教，リエ司教，ジェノヴァ教会聖堂参事会員テディシウス，シモン・ド・モンフォールに宛てて，*Etsi resecandæ* を発し，アラゴン国王ペドロの要請に応じて，国王の家臣であるベジエ副伯領などの，異端のいない占領地を返還するように命じた。加えて，トールーズ伯には罰として聖地もしくはスペインで

sio virorum ac mulierum pro pace universalis Ecclesiæ ac populi Christiani, specialiter autem ut Deus propitius sit illis in bello quod inter ipsos et Saracenos dicitur in Hispania committendum, ne det hæreditam suam in opprobrium, ut dominentur eis nationes.》

(99) MPL, 216, cols. 699–703 ; Mansilla, no. 483.

(100) MPL, 216, cols. 703–704 ; Mansilla, no. 488.

(101) MPL, 216, cols. 744–745 ; Mansilla, no. 491.《･･･ ; sic quod per indulgentias sedis apostolicæ, quæ adversus hæreticos emanarunt, Christianum populum non convoces aut fatiges, nisi forte a sede apostolica super hoc mandatum ausciperes speciale.》

(102) MPL, 216, cols. 743–744.

(103) MPL, 216, cols. 741–743 ; Mansilla, no. 492.

の異教徒との戦いに参戦させることになったので，彼と和解するようにとも命じた[104]。

このような対処で，少なくともインノケンティウスの頭の中では，事態の幕引きが行われた。そして 1213 年 4 月 19 日，満を持す形で，聖地の回復を目指した十字軍勅書 *Quia maior* が発せられた[105]。

(4)　*Quia maior*

以上のように非聖地十字軍が展開され，それらが一応の落ち着きを見せたタイミングで *Quia maior* が出されたわけであるが，当然のことながら，それまで聖地十字軍の問題が棚上げにされていたわけではなかった。すでに 1199 年に教会人に対して聖地回復のための 40 分の 1 税を課していたことは上記のとおりであるが，その際に免除対象となったシトー会とプレモントレ会に宛てて，1210 年 2 月 5 日に *Jam pridem* を発し，聖地解放のために，系列の修道院の収益の 50 分の 1 を提供するように命じた[106]。第 4 回十字軍を経て，従前よりも資金調達の問題が大きくなった結果のことであろう。

さて，*Quia maior* には，「最愛の息子たちよ，兄弟同士の争いや対立を平和と愛情に変えるように立ち上がりなさい（dilectissimi filii, dissensiones et emulationes fraternas in pacis et dilectionis federa commutantes）」と呼びかけられた上で，聖地十字軍を推し進めるための様々な装置が散りばめられている。一つは，聖地十字軍と非聖地十字軍との峻別･序列化であった。全勢力を聖地十字軍に注ぐために，インノケンティウスはレコンキスタとアルビジョワ十字軍への参加者に対して付与されてきた贖罪特権を一時無効化したのである[107]。

またもう一つが，ムスリムと交易をなす者に対しては，厳罰が与えられるとしたということである[108]。そこに記されているように，同様のことはすでに第 3 ラテラーノ公会議の

---

(104)　MPL, 216, cols. 739-740.《De comite quoque subjunxit quod paratus est agere pœnitentiam de commissis, qualem decreverimus injungendam ; sive quod partes adeat transmarinas, sive quod sit in Hispania circa frontariam contra gentis perfidiam Saracenæ.》

(105)　Tangl, G.（Hrsg.）, *Studien zum Register Innocenz' III*, Weimar, 1929, S. 88-97 ; MPL, 216, cols. 817-822. ただし，同年夏よりペドロとレーモンの衝突は不可避となり，9 月 12 日のミュレの戦いにおいてペドロが絶命したことは周知のことであろう。

(106)　MPL, 214, cols. 934-936.

(107)　《Et propter eandem causam remissiones et indulgentias hactenus a nobis concessas procedentibus in Yspaniam contra Mauros vel contra hereticos in Provinciam revocamus, maxime cum illis concesse fuerint ad tempus, quod iam ex toto preteriit, et istis ob causam, qui iam ex maiori parte cessavit utroque negotio per Dei gratiam adeo prosperato, ut vehementem instantiam non requirat, et, si forte requireret, nos ingruenti necessitati respicere curaremus.　Concedimus tamen, ut huiusmodi remissiones et indulgentie apud Provinciales remaneant et Yspanos.》ただしこのように，すでにイベリア半島や南フランスで十字軍士となった者たちに対しては，贖罪価値の継続が認められた。

(108)　《Innovamus preterea excommunicationis sententiam in Lateranensi concilio promulgatum adversus eos, qui Sarracenis arma, ferrum et lignamina deferunt galearum, quique in piraticis Sarracenorum navibus curam gubernationis exercent, eosque rerum suarum privatione multari et capientium servos, si capti fuerint, fore censemus, precipientes, ut per omnes urbes maritimas diebus Dominicis et festivis huiusmodi senentia publice innovetur.》

第 24 条で規定されていた。しかし，その際に問題となったのは，あくまでも貪欲の罪に抵触することであった[109]。従って，*Quia maior* の中で，ムスリムとの交易を行うことは罪であるという言説が，十字軍に組み入れられたと見ることができよう。

そしてもう一つが，十字軍宣誓代償制のさらなる発展である。自身が十字軍に参加する代わりに参加者のための費用を提供する者に対して参加者と同等の贖罪価値が認められるという制度は，すでにアレクサンデル 3 世の勅書 *Inter omnia* に見られたが，そこでは騎士階級の者に限定されていたことは上記のとおりである。インノケンティウスもその制度をすでに全キリスト教徒にまで拡大していたが，*Quia maior* の中ではそこに宗教儀礼が抱き合わされることとなったのである[110]。その背後には, 1212 年に展開されたいわゆる「少年十字軍」とその末路もあったのかもしれない[111]。というのも，代償制導入の理由には，不適格者の参加を排除することもあったからである[112]。ともかくも, より多くの資金が集められなければならなかった。そのために，月に一度，各教区においては男女別の大行進が行われなければならず，その中で聖地を奪回するための十字軍説教がなされて人心が鼓舞されねばならなかった。また毎日のミサにおいても，聖歌「おお神よ，異教徒がその地にやって来ている」が高らかに詠われなければならなかった。「神を起こさせよ，そしてその敵を撒き散らさせよ, そして憎むべき彼らを神の眼前から消してしまえ」という文句で歌が恭しく終わったら，ミサを行っている聖職者は高祭壇から次の祈りを捧げねばならない。「すべての事象を驚くべき摂理によって配置される神よ，我々は卑しくもあなたに懇願する。処女から生まれたあなたが自らの血をもって浄めた地を十字の敵の手から奪いたまえ。永遠の魂の救済という方法で今ここにいる信者たちがかの地の解放のために誓約をなすように慈悲深くお導き下さることによって，かの地をキリスト教徒の崇敬へと回復したまえ」と[113]。そして，各

---

(109)　櫻井「「帝国」」64 頁。

(110)　《Eis autem, qui non in personis propriis illuc accesserint, sed in suis dumtaxat expensis iuxta facultatem et qualitatem suam viros idoneos destinarint, et illis similiter, qui licet in alienis expensis, in propriis tamen personis accesserint, plenam suorum concedimus veniam peccatorum.　Huius quoque remissionis volumus et concedimus esse participes iuxta quantitatem subsidii et devotionis affectum omnes qui ad subventionem ipsius terre de bonis suis congrue ministrabunt.》

(111)　「少年十字軍」の詳細については，池上俊一『ヨーロッパ中世の宗教運動』名古屋大学出版会，2007 年，212～267 頁，を参照されたい。

(112)　《Quia vero subsidium terre sancte multum impediri vel retardari contingeret, si ante susceptionem crucis examinari quemlibet oporteret, an esset idoneus et sufficiens ad huiusmodi votum personaliter prosequendum,･･･.》

(113)　《･･･, ut singulis mensibus semel fiat generalis processio seorsum virorum ac seorsum, ubi fieri poterit, mulierum in humilitate mentis et corporis cum devota orationum instantia postulantium, ut misericors Deus auferat hoc a nobis confusionis obprobrium, liberando terram illam, in qua universa redemptionis nostre sacramenta peregit, de manibus paganorum et restituendo eam ad laudem et gloriam nominis sui sancti populo christiano ; proviso prudenter, ut semper in ipsa processione verbum salutifere crucis cum diligenti exhortatione populo proponatur.　Orationi vero ieiunium et helemosina coniungantur, ut hiis quasi alis facilius et

教会には，十字軍のための資金箱が設置された[114]。各自が払う金額は「その財力･資産に応じて（iuxta facultatem et qualitatem suam）」ということで定額ではなかったが，全キリスト教徒は否応なしに十字軍に関与せざるをえなくなったのである。

最後に指摘しておくべき点は，軍事力の統合・組織化が図られたことである。「今後 3 年間，費用を携えた十分な数の戦闘者たちが大司教・司教・大修道院長・修道院長・聖堂参事会長，もしくは教区教会・聖堂参事会・都市・村落・城塞単位で供給されるようそれぞれに願う。もしこれら特定の単位において戦闘者の数が十分でないのであれば，幾つかの団体が統合されなければならない。なぜならば，我々は人力が決して不十分にならぬように望むからである。よって，我々は同様のことを自らはキリストの奉仕に参加しないであろう国王・公・伯・諸侯や他の有力者たちに要求する。また我々は，海岸都市には船の援助を要求する」[115] と。このようにして，それまでは曖昧であった十字軍の単位化が行われ，勢力分散の回避が試みられたのである。以上のようにして，インノケンティウスは，財源および人的資源のシステム化も図った。

(5)　*Ad liberandam* へ

現在, 我々が見ることのできる *Quia maior* はマインツ大司教管区に宛てられた版であり，そこでは資金箱の管理者としてザーレム修道院長，ノイブルク修道院長，シュパイアー司教座教会司祭長コンラート，アウクスブルク司教座教会聖像参事会長が指名されてる[116]。*Quia maior* の発布から間もない 1213 年 5 月，インノケンティウスは彼らに宛てて *Pium et sactum* を発し，教皇特使として聖地十字軍を呼びかけることそのものが「罪の赦し（remissio peccatorum）」に値することを承認する一方で，人々の信頼を損なわないように

---

celerius ipsa volet oratio ad piissimas aures Dei, qui nos clemener exaudiat in tempore oportuno.　Singulis quoque diebus intra missarum solennia, post pacis osculum, cum iam pro peccatis mundi offerenda vel sumenda est hostia salutaris, omnes, tam viri quam mulieres, humiliter prosternantur in terram, et a clericis psalmus iste : *Deus, venerunt gentes in hereditatem tuam alta voce cantetur* ; quo cum hoc versu devote finito : *Exurgat Deus, et dissipentur inimici eius, et fugiant a facie eius, qui oderunt eum*, sacerdos qui celebrat orationem istam super altare decantet : *Deus, qui ammirabili providentia cuncta disponis, te suppliciter exoramus, ut terram, quam unigentius Filius tuus proprio sanguine consecravit, de manibus inimicorum crucis eripiens restituas cultui christiano, vota fidelium ad eius liberationem instantium misericorditer dirigendo in viam salutis eterne per eundem Dominum nostrum etc.*》

(114)　《In illis autem ecclesiis, in quibus conveniet processio generalis, truncus concavus statuatur,･･･.》

(115)　《･･･, ab archiepiscopis et episcopis, abbatibus et prioribus et tam cathedralium quam aliarum conventualium ecclesiarum capitulis et clericis universis necnon civitatibus, villis et oppidis competentem numerum bellatorum cum expensis ad triennium necessariis secundum proprias facultates.　Et si ad hoc unum quodlibet non suffecerit, plura coniungantur in unum.　Quia pro certo speramus, quod persone non deerunt, si expense non desint.　Postulantes hoc ipsum a regibus et principibus, comitibus et baronibus aliisque magnatibus, qui forsitan per se ipsos personailter non accesserint ad obsequium crucifixi. A civitatibus vero maritimis navale subsidium postulamus.》

(116)　《Ad hec igitur exequenda dilectos filios de Salem et quondam de Novocastro abbates et C. decanum Spirensem et prepositum Augustensem,･･･.》

するために，食糧や必需品以外に金銭を受け取って自身の懐を肥やさないように命じている[117]。このことは，十字軍宣誓代償制の導入直後から，それに対して懐疑の目が向けられていたことを窺わせてくれる。

その他にも，関連する 2 通の教皇書簡が現存している。内 1 通は，1213 年 9 月 9 日，上に登場したコンラートに宛てた *Quod juxta* であり，コンラートからの質問に対する返答書簡である。恐らくは，アルビジョワ十字軍への参加希望者をどのようにするのかという質問に対し，インノケンティウスは彼らも聖地へと向かわせるように命じている[118]。その翌日には，レーゲンスブルク司教コンラートに宛てて *Gaudemus in domino* を発し，たとえ放火犯や教会人への暴行者であっても，程度が酷くない限り，その者が望めば十字軍士として認めることを承認するよう命じている[119]。これらの 2 通は，いかにインノケンティウスが聖地十字軍に向けて極力多くの人材をかき集めようとしていたのかを，如実に物語っている。

そして 1215 年 11 年 11～30 日，「悪徳を根絶し，美徳を植え付け，誤りを正し，道徳を改善し，異端を退け，信仰を強化し，不和を調停し，平和を確立し，抑圧を排し，解放を促進し，諸侯およびキリストの民たちを聖地への援助へと行くように誘うため」，インノケンティウスは第 4 ラテラーノ公会議を開催した[120]。ただし，その第 3 条では，対異端の十字軍が聖地十字軍と等価値であることが復元される。恐らくは，*Quod juxta* でも示唆されているように，*Quia maior* での指示が混乱をもたらしたためであろう。しかし，やはり最重要課題は聖地の回復であった。最後を飾る第 71 条として十字軍勅令 *Ad liberandam* が盛り込まれた。以下，*Quia maior* との違いを中心に，その内容を見てみよう[121]。

まず指摘されるべきは，「（聖職者たちは）もしこれまでに彼ら（十字軍士）が罪に陥っ

---

(117) MPL, 216, cols. 822-823.《･･･, districte præcipimus quatenus, excutientes ab omni munere manus vestras, nec aliquid præter victum et alia necessaria recipientes a quoquam,･･･ ; ita modum atque modestiam in iis aliisque servantes ut in vobis nihil reprehensibile valeat inveniri per quod offendiculum credito vobis Evangelio præbeatur ; ･･･.》

(118) MPL, 216, cols. 904-905.《Tuis ergo consultationibus benignius intellectis, de iis qui suscepto crucis signaculo proposuerunt contra hæreticos in provinciam proficisci, necdum suum fuerunt exsecuti propositum, respondemus ut tales ad assumendum itineris Hierosolymitani laborem sedulo inducantur, cum illum majoris meriti esse constet : ･･･.》

(119) MPL, 216, cols. 906-907.《Concedimus etiam ut incendiariis et iis qui manus temerarias in clericos aut alias personaas ecclesiasticas injecerunt, volentibus suscipere signum crucis, satisfactione injuriarum exhibita competenti, auctoritate nostra manus absolutionis impendas ; ･･･.》

(120) 以下，第 4 ラテラーノ公会議および関連する条項については，櫻井「「帝国」」66～71 頁，を参照されたい。なお，この文言は，第 4 ラテラーノ公会議への参加を呼びかけるために，1213 年 4 月 19 日に全教会人に宛てて送った書簡 *Vineam Domini* において，すでに見られる。MPL, 216, cols. 823-827.

(121) *Quia maior* と *Ad liberanndam* の間のより全般的な状況については，Powell, J., *Anatomy of a Crusade 1213-1221*, Philadelphia, 1986, pp. 15-50, を特に参照されたい。

ているのであれば，心身ともに控え，衣食の礼節を守り，不和や妬みを完全に抑え，自ら怨恨と嫉妬の心を完全に遠ざけ，その結果として，彼らは信仰の敵に対して，自身の力への自惚れによってではなく神の力を望むことによって，精神的および肉体的武器により守られ，恐れることなく戦うことができるようにするために，真の贖罪を通じてすぐに彼らを更正すべし」とあるように，「贖罪」と「十字軍」の関係が逆転，すなわち，「贖罪」のための「十字軍」から，「十字軍」のための「贖罪」と変化していることである。

また，「平和」との関係においては，第2ラテラーノ公会議第14条や第3ラテラーノ公会議第20条で規定されていたトーナメント（馬上槍試合）が盛り込まれた上で[(122)]，「少なくとも今後4年間，教会の高位者によって，不和は不断の平和へと戻され，確かな休戦が不可侵のものとして遵守されるように。この命令を嘲る者たちは，もし彼らがなした悪徳が非常に重く，上記の平和を享受すべきでない場合には，個人においては破門，その所領においては聖務停止により，断固として咎められる」とされており，「十字軍」のための「平和」が訴えられている。ただし，それ以上に興味深いのは，それに続く行である。「そして，もし教会の決定事項を軽んじる者があれば，十字架に架けられし者の職務を妨げる者として，教会の権威により，世俗の権力が彼らに対して導入されることを当然の報いとして恐れることとなるであろう」。ここから看取されるのは，「平和」を乱す者が「十字軍」の攻撃対象ともなりえたことである。この点を考慮に入れると，十字軍宣誓不履行者に対する，「もし，彼らが彼らの罪のために磔にされたキリストに，これまでそうであったような適切なやり方で奉仕するのを拒むのであれば，彼らは「父がすべてのものをその手に与え下さった」（『ヨハネ』13-3）神の一人子イエス・キリストの前で，いかに良心的に，いかに安全に告白することができるのか，ということを第一に考慮に入れるべし」という行や，ムスリムと交易を行う者に対する，「かくのごとき犯罪は，（破門の）他の方法で罰せられなければならない」という行も，同様の意味を持ったものと解釈されよう。

Ad liberandam に記されているように，すでに教皇庁は「必要以上の額をすでに蓄えていた」が，加えて3年間の教会収益の1／20（教皇庁は収益の1／10）が十字軍士たちに配分されることが約束された。このようにして来たる第5回十字軍の準備を進めていたインノケンティウスであったが，1216年7月16日，それが実行に移される前に死去した。インノケンティウス死去から9日後，次期教皇として選出されたホノリウス3世は，エルサレム国王ジャン・ド・ブリエンヌ，エルサレム総大司教，アンティオキア総大司教，テンプル騎士修道会総長，聖ヨハネ修道会長それぞれに宛てて *Magnus Dominus* を発し，イ

(122)　櫻井「「帝国」」62，64頁。

ンノケンティウスの事業を継続する意思であることを告げた[123]。

おわりに

以上で見てきたように，ウルバヌス 2 世の言説に見られる「十字軍」と，「贖罪」および「平和」との関係は，第 2 回十字軍の失敗を契機として，アレクサンデル 3 世～インノケンティウス 3 世期には逆転していった。しかし，それを 180 度の変化とみなすことは，控えねばならない。多面的ではあるが局所的に展開されてきた十字軍運動の歯車を，聖地十字軍という大きな歯車を動かすための動力として連動させたのがインノケンティウス 3 世であったが，その中にあって，「十字軍」と「贖罪」と「平和」は，言わば循環的なものとして機能していたように見えるからである。すなわち,「十字軍」のための「平和」･「贖罪」は，聖地十字軍のために機能し，「平和」･「贖罪」のための「十字軍」は，非聖地十字軍のために機能したのであり，さらには，非聖地十字軍は聖地十字軍のために機能したのである。このように見てくると，強調されるべきは「十字軍運動」の「連続性」ではなく「連動性」である，とも言えるであろう。

インノケンティウス 3 世の下で「十字軍運動」の連動性が高まる中で，様々な点でシステム化が図られたのも上に見てきたとおりである。大きく見ると，人的資源の統合・整理と財源の確保との二つであるが，これらがその後の「十字軍運動」の展開に大きな変化をもたらしたと想定することに問題はないであろう。というのも，前者は人的資源を提供する政治体に「十字軍運動」への干渉の余地を与え，後者は「十字軍運動」の，言わば「大衆化」を招くこととなったと考えられるからである。これらの点を念頭に置きつつ，ホノリウス 3 世期以降の「十字軍運動」の展開を見ていくことが，次なる課題となることは言うまでもない。

【付記】本研究は JSPS 科研費 18H00731（基盤研究（B）「中近世キリスト教世界における宗教と暴力―対立と和解のポリティクス―」（代表：早稲田大学文学学術院教授・甚野尚志））の助成を受けたものである。

---

[123] Horoy, C.（ed.）, *Honorii III Romani Pontificis opera omnia*, 2, Paris, 1879, cols. 1–3.《Non ergo propter obitum præfati prædecessoris nostril consternatur cor tuum, neque formidet, quasi propter hoc Terræ Sanctæ impediatur succursus, quoniam etsi illius suffcientiæ nostra videatur inferior, ad liberationem tamen ipsius votis non minoribus aspiramus ; quibus ipse Dominus qui sperantes in se nullatenus deserit, effectum tribuat et profectum, ut quod possibilitas nostra non obtinet, ejus nobis gratia largiatur.》

附表　本稿で考察対象とした史料一覧

教皇（在位期間）	日付	十字軍勅令	宛先	概要・対象
カリクストゥス2世（1119.2.1-1124.11.13）	1123.3.18-27	第1ラテラーノ公会議第10条	全キリスト教徒	エルサレムおよびスペインの異教徒
	1123.4.2	*Pastoralis officii*	全キリスト教徒	エルサレムおよびスペインの異教徒
インノケンティウス2世（1130.2.14-1143.9.24）	1135.5.30-6.6	ピサ教会会議第7条	全キリスト教徒	分離派（対立教皇アナクレトゥス2世とシチリア国王ルッジェーロ2世）
	1139.3.29	*Omne datum optimum*	テンプル騎士修道会	異教徒
	1139.4.2-17	第2ラテラーノ公会議第18条	全キリスト教徒	エルサレムおよびスペインの異教徒（1年間の奉仕で贖罪）
エウゲニウス3世／聖ベルナール（1145.2.15-1153.7.8）	1145.12.1	*Quantum praedecessores*	フランス国王ルイ7世および全キリスト教徒	エデッサの回復
	1146.3.1	*Quantum praedecessores*（*II*）	フランス国王ルイ7世および全キリスト教徒	エデッサの回復
	1147.4.11	*Divini dispensatione*	全キリスト教徒	スペインおよび異教徒（ヴェンド人）
アレクサンデル3世（1159.9.7-1181.8.30）	1165.7.14	*Quantum praedecessores*（*II*）	全キリスト教徒	アンティオキアの防衛
	1169.7.29	*Inter omnia*	全キリスト教徒	エジプト侵攻への援軍（1年間の奉仕）
	1169.7.29	*Cum gemitus*	ランス大司教アンリ	東方遠征のために必要なルイ7世とヘンリ2世の和解を導くよう要請
	1170.12.23	*Non sine gravi dolore*	ランス大司教アンリ	東方遠征のために必要なルイ7世とヘンリ2世の和解を導くよう要請
	1171/2.9.11	*Non parum animus noster*	デンマーク，スウェーデン，ノルウェーの王侯	エストニアの異教徒（ただし，1年分の贖罪価値）
	1173/4	*Ingemiscimus et dolemus*	フランス国王ルイ7世	東方遠征のために必要なヘンリ2世との和平を要請
	1179.3.5～19	第3ラテラーノ公会議第27条	全キリスト教徒	カタリ派などの異端（ただし，2年分の贖罪価値）
	1181.1.16	*Cor nostrum*	全俗人有力者	十字軍国家の防衛（2年間の奉仕）
	1181.1.16	*Cum orientalis terra*	全教会人	俗人たちに十字軍国家の防衛のために遠征することを促すよう要請
ルキウス3世（1181.9.1-1185.11.25）	1184	*Cum cuncti praedecessore*	イングランド国王ヘンリ2世	サラーフッディーンと戦うよう要請
	1185/5.11.6～13	*Cor nostrum*	全キリスト教徒	十字軍国家の防衛（2年間の奉仕）
グレゴリウス8世（1187.10.21-1187.12.17）	1187.10.29	*Audita tremendi*	全キリスト教徒	エルサレムの回復
	1187.10.29～	*Cum igitur*	ボヘミアの騎士ヒンコ・ズ・ゼルニン	遠征中の財産や家族の安全を保障
ケレスティヌス3世（1191.3.30-1198.1.8）	1196.10.31	*Cum renatis*	トレド大司教とその属司教たち	レオン国王アルフォンソ9世
インノケンティウス3世（1198.1.8-1216.7.16）	1197.8.15	*Post miserabile*	全キリスト教徒	エルサレムの回復および異教徒や異端
	1199.1.10～25	*Licet circa statum*	カプアの全住民	マルクヴァルト・フォン・アンヴァイラー
	1199.10.5	*Sicut ecclesiasticæ*	ザクセン公領およびヴェストファーレン公領内の全キリスト教徒	リヴォニアの異教徒
	1199.11.24	*Quod futura sint*	シチリアの全住民	マルクヴァルト・フォン・アンヴァイラー
	1199.12.31	*Graves Orientalis*	全キリスト教教会人	エルサレム回復のために教会の収益の40分の1を収めるように命令
	1204.1.16	*Etsi non displiceat*	フランス国王フィリップ2世	フランス王国領内のユダヤ人および異端（アルビジョワ派）
	1204.10.12	*Etsi verba*	ブレーメン大司教とその属司教たち，および大司教管区内の修道院長たち	第4回十字軍に参加できなかった十字軍宣誓者たちにリヴォニアで戦うことと交換することを承認
	1204.11.19	*Ex parte tua*	ルンド大司教	「在地の有力者（villicus）」たちで罪を犯したがために破門された者たちであっても，聖地のために資金提供をする，もしくは，在地で異教徒と戦うことで罪が許される
	1206.1.13	*Cum de christiani*	ルンド大司教	バルト十字軍を推進する過程における異教徒の改宗と，そのために必要な司教を叙階することを許可
	1207.11.17	*Inveterata pravitatis*	フランス国王フィリップ2世	アルビジョワ派
	1208.2.3	*Religiosa fides*	フランス国王フィリップ2世	アルビジョワ派
	1208.2.24	*Experimento didicimus*	オーストリア公レオポールト6世	アルビジョワ派

教皇（在位期間）	日付	十字軍勅令	宛先	概要・対象
インノケンティウス3世（1198.1.8-1216.7.16）	1208.2.24	*De induciis*	シトー会	アルビジョワ派討伐のために必要なフィリップ2世とジョンとの間の和平を実現するように要請
	1208.2.24	*Rem credulam*	ナルボンヌ，アルル，アンブラン，エクス（・アン・プロヴァンス），ヴィエンヌの各大司教管区内の諸侯や騎士たち	アルビジョワ派
	1208.2.24	*Ne nos ejus*	ナルボンヌ，アルル，アンブラン，エクス（・アン・プロヴァンス），ヴィエンヌの各大司教およびその属司教たち	アルビジョワ派
	1209.10.30	*Ex tuarum*	ルンド大司教	異教信仰の根絶とキリスト教信仰の拡大
	1209.10.31	*Suggestor scelerum*	デンマーク国王ヴァルデマー2世	バルト海沿岸部の異教徒
	1209.10.31	*Suggestor scelerum*	神聖ローマ皇帝オットー4世	バルト十字軍展開中に家臣たちがデンマーク王国領を侵害するのを抑えるように要請
	1209.11.11	*Licet ad promovendum*	アラゴン国王ペドロ2世，カスティーリャ国王アルフォンソ8世	
	1210.1.30	*Quanto specialius*	デンマーク王国の王侯	領土を教会の保護下に置くことを確約
	1210.2.5	*Jam pridem*	シトー会，プレモントレ会	エルサレム回復のために，系列の修道院の収益の50分の1を収めるように命令
	1210.2.26	*Exemplo miserabilis*	トレド大司教とその属司教たち	カスティーリャ国王アルフォンソ8世を諭して対ムワッヒド朝戦に参加させること，および，対ムワッヒド朝戦を表明したアラゴン国王ペドロ2世の軍勢に加わる者に対して罪の赦しを認めるように命令
	1210.5.7	*Quod orthodoxæ*	ルンド大司教	デンマーク王国領を教会の保護下に置くことを確約
	1210.12.10	*Significavit nobis*	スペインの大司教・司教たち	互いに敵対していたキリスト教徒の王侯たちをムスリムとの戦いのために束ねて，罪の赦しを与えるのみならず，物理的にも援助するように命令。加えて，戦いに参加する巡礼者にも罪の赦しを与えることを許可
	1211.2.22	*Significavit nobis*	トレド大司教・サラゴサ司教・コインブラ司教・サモーラ司教	カスティーリャ国王に罪の赦しを与えてムスリムとの戦いに誘うように命令
	1211.2.22	*Sane venientem*	カスティーリャ国王アルフォンソ8世	彼がムスリムと戦っている間に「休戦（treuga）」や「平和（pax）」を侵害する者には教会罰を科すようにトレド大司教などに命じたことを告げる
	1211.2.22	*Sane venientem*	カスティーリャ国王アルフォンソ8世の息子フェルナンド	同上
	1212.1.31	*Recepimus litteras*	サンス大司教とその属司教たち	カスティーリャ国王に人力および財産を提供し，巡礼者にも罪の赦しを認めるように命令
	1212.2.4	*De infortuuiis*	カスティーリャ国王アルフォンソ8世	戦いに対する贖罪価値の付与を再確認するとともに，教会からの援助があることを伝える
	1212.4.10	*Quanta nunc*	トレド大司教，サンチャゴ・デ・コンポステーラ大司教	ムスリムと戦うために，カスティーリャ国王とレオン国王との間に和平を結ばせるように命令
	1212.4.15	*Quanta nunc*	トレド大司教，サンチャゴ・デ・コンポステーラ大司教	ムスリムと戦うものたちへの援助，および破門された者たちによるムスリムとの提携の阻止を命じた上で，それがゆえにレオン国王アルフォンソ9世を破門することを告知
	1212	*Quarta feria*	ローマ市民たち	来る5月16日に，スペインでの異教徒の戦いや，異端との戦いへの勝利祈願として宗教儀礼を行うことを告知
	1212.10.26	*Protector in se*	カスティーリャ国王アルフォンソ8世	ラス・ナバス・デ・トローサの戦いにおける勝利報告への返答
	1212.11.17	*Cum illam recolimus*	ミラノの住民たち	対カタリ派のための軍事奉仕を拒否するミラノの市民たちに対して十字軍士たちを差し向けると威嚇
	1213.1.15	*Cum jam captis*	教皇特使のナルボンヌ大司教	アラゴン国王ペドロ2世との和，さらなる人員をアルビジョワ十字軍に投入しないように命令

教皇（在位期間）	日付	十字軍勅令	宛先	概要・対象
インノケンティウス3世（1198.1.8-1216.7.16）	1213.1.15	*Cum ad mandatum*	シモン・ド・モンフォール	占領したカルカッソンヌの町に関しては，アラゴン国王にオマージュを成すように命令
	1213.1.17	*Ex parte*	シモン・ド・モンフォール	アラゴン国王の家臣に所領を返還するように命令
	1213.1.18	*Etsi resecandæ*	教皇特使のナルボンヌ大司教，リエ司教，ジェノヴァ教会聖堂参事会員テディシウス，シモン・ド・モンフォール	アラゴン国王の家臣であるベジエ副伯領などの，異端のいない占領地を変換するよう命令。加えて，トールーズ伯との和解を命令
	1213.4.19	*Quia maior*	全キリスト教徒	エルサレムの回復
	1213.5	*Pium et sactum*	教皇特使のザーレム修道院長，ノイブルク修道院長，シュパイアー司教座教会司祭長コンラート，アウクスブルク司教座教会聖像参事会長	聖地十字軍を呼びかけることそのものが贖罪に値することを承認する一方で，人々の信頼を損なわないようにするために，食糧や必需品以外に金銭を受け取って自身の懐を肥やさないように命令
	1213.9.9	*Quod juxta*	シュパイアー司教座教会司祭長コンラート	アルビジョワ十字軍参加希望者も聖地に向かわせるように命令
	1213.9.10	*Gaudemus in domino*	レーゲンスブルク司教コンラート	放火犯や教会人への暴行者であっても，その者が望めば十字軍士として認めることを承認するよう命令
	1215.11.11～30	第4ラテラーノ公会議第3条	全キリスト教徒	対異端の十字軍が聖地十字軍と等価値であることを提示
		第4ラテラーノ公会議第71条（*Ad liberandam*）		エルサレムの回復